## 平成28年度 食の安全安心の確保に関する基本的な計画 (第3期)に基づく施策の実施状況



宮 城 県 平成29年9月

## 目 次

Ι	食の	安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)の概要	P 1
п	食の	安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況	P 2
	_	全で安心できる食品の供給の確保	
	(1)	生産及び供給体制の確立	
	イ	生産者の取組への支援(施策1から施策4)	P 2
	口	安全安心な農水産物生産環境づくり支援(施策5から施策7)	P 5
	ハ	事業者に対する支援(施策8から施策9)	P 8
	=	震災等からの復興に向けた支援(施策10から施策12)	P 1 0
	(2)	監視指導及び検査の徹底	
	イ	生産段階における安全性の確保(施策13から施策16)	P 1 2
	口	流通・販売段階における安全性の確保(施策17から施策20)	P 1 5
	ハ	食品表示の適正化の推進(施策21から施策23)	P 1 8
	=	食品の放射性物質検査の継続(施策24から施策26)	P 2 1
		の安全安心に係る信頼関係の確立	
	(1)	情報共有及び相互理解の促進	
	イ	情報の収集,分析及び公開(施策27から施策28)	P 2 5
	口	生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進(施策29から施策31)	P 2 7
	ハ	放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進(施策32から施策34)	P 3 0
	(2)	県民参加	
	イ	県民総参加運動の展開(施策35から施策37)	P 3 2
	口	県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映(施策38から施策39)	P 3 5
3	3 食	の安全安心を支える体制の整備	
	(1)	体制整備及び関係機関等との連携強化(施策40から施策44)	P 3 7
	(2)	みやぎ食の安全安心推進会議(施策 4 5)	P 4 0
Ш	実績	貨数値総括表〜小分類ごとの主な数値目標及び実績数値(成果)	P 4 2
IV	施策	まの実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価	P 5 2

## V 資料編

- 1 用語集
- 2 みやぎ食の安全安心推進条例

#### I 食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)の概要

#### ・ 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年

#### ・ 計画の目的

みやぎ食の安全安心推進条例(以下,「条例」という。)第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

#### ・ 計画の位置付け

計画は、条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画。

#### ・ 施策の大綱

#### 1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を 支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策。

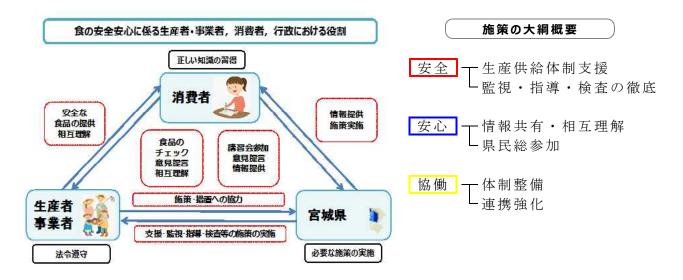
特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「**安全」をキー ワード**としている。

#### 2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県,生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら,食の安全安心を作り上げていく施策。安心して食品を選択するためには,生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから,「安心」をキーワードとしている。

#### 3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策。県、生産者・事業者及び関係者等が 連携し総合的に推進していくことが必要なことから、「**協働」をキーワード**としている。



1

#### Ⅱ 実施状況 施策1~4

## Ⅱ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況

- 1 安全で安心できる食品の供給の確保
- (1) 生産及び供給体制の確立
  - イ 生産者の取組への支援
    - (イ) 食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進(施策1)

環境保全型農業に対する理解と普及を目的として、「有機農家と都市住民をつなぐオーガニック・マルシェ」と題し、みやぎの環境にやさしい農業推進セミナーを開催した。また、みやぎまるごとフェスティバルの環境保全型農業紹介コーナーやみやぎの安心市場のブースにて県認証制度を中心にPRを行い、環境保全型農業の周知、定着を図った。

化学合成農薬及び化学肥料を節減した農産物を県が認証する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」については、平成28年9月1日から認証票のデザインをむすび丸デザインに一新し、ラジオ放送や県政だより、みやぎまるごとフェスティバル等で本制度のPRに努めたほか、生産者向けの説明会では、農業生産法人へも案内を出し、新たに取り組む生産者の拡大を図った。(農園)

新しい「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」のマーク









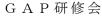
#### 【施策1の成果】

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の周知等により,環境保全型農業が推進された。

認証登録面積 2,713ヘクタール(前年比99.3%) 取組件数 387件(前年比84.7%)

#### (ロ) 農業生産工程管理 (GAP) 等の普及拡大 (施策2)

農業生産工程管理(GAP)の導入推進に向けて、農業法人等農業者や営農指導員等を対象に農業生産における工程管理(GAP)研修会を開催した。また、GAP指導者としての資質向上を図るため、普及指導員等をJGAP指導員基礎研修に派遣した。(農園)





#### 【施策2の成果】

農業法人等農業者や営農指導員等がGAP研修会に参加し、GAPに対する理解を深め、導入に必要な具体的取組等を習得したほか、普及指導員等がJGAP指導員基礎研修を受講し、GAPの指導に必要な技術を習得した。

GAP研修会参加者

7 4 人

J G A P 指導員基礎研修会受講者

19人

#### (ハ) 農薬の適正使用の推進(施策3)

農薬の適正使用の推進については、農業生産の安定と安全な農産物生産・供給を図るため、農薬使用者を主な対象に、農薬危害防止運動(平成28年6月6日~8月5日)を実施したほか、農薬危害防止研修会や農薬管理指導士養成研修会(認定試験)・更新研修会を開催するなど農薬の適正使用の普及に努めた。(農園)

#### 農薬管理指導士研修会



#### 【施策3の成果】

農薬危害防止運動を実施したことにより、農薬使用者や関係機関・団体、市町村担当者の農薬の適正使用に関する理解が深まった。また、農薬管理指導士の養成研修会、更新研修会を開催したことにより、農薬の適正使用に関する理解が深まるとともに、農薬管理指導士を新規に52人、更新で142人認定した。

農薬危害防止運動資料配付枚数 リーフレット 9,000枚 農薬管理指導士数 1,226人 農薬管理指導士養成研修会(認定試験) 1回

農薬管理指導士更新研修会 6回

#### (二) 牛のトレーサビリティシステムの推進(施策4)

生産段階における耳標(個体識別番号)の装着徹底を推進するとともに、生産から流通までの各段階における牛の個体を識別することができるシステム維持のため、耳標装着に係る各種手続き及び登録エラー解消等の支援を行った。(畜産)

#### 耳標を装着した牛



#### 【施策4の成果】

耳標(個体識別番号)の装着が徹底され、牛1頭ごとの生産履歴が把握できる体制が維持され、国産牛肉の信頼性確保が図られた。

本県の飼養頭数

(平成28年2月1日現在,「畜産統計」)

乳用牛19,800頭,肉用牛81,000頭

#### 主な数値目標 1-(1)-イ(施策1から施策4)

項目	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	平成28年度	平成32年度
環境保全型農業取組面積 (ha)	26,700	24,992	30,000
GAP導入団体数 (団体)	4 3	(H27) 4 5	8 0
耳標の装着率 (%)	1 0 0	1 0 0	1 0 0

## Ⅱ 実施状況 施策1~4

## 主な関連事業一覧 1-(1)-イ(施策1から施策4)

工な因性ず末 見 1			<b>/K</b> = /			
関 係 事 業 名	事業費 (千円)		事	業概	要	
	[うち国庫除く]					
環境にやさしい農業定 着促進事業 (農産園芸環境課)	2, 258 [2, 258]	するととも 農業に取り 援する。	い農産 に,環 組むエ	物認証・境と調和コファー	表示制した持つの	続性の高い
生産工程管理推進事業 (農産園芸環境課)	996	を開催する P指導員基礎	ととも	工程管理 に,普及 に派遣し	指導員	P)研修会 等をJGA
農薬安全使用指導事業 (農産園芸環境課)	1, 903 [952]	農薬の適正運動や農薬	使用の 管理指	推進のた 尊士研修	.め,農 会を実施	薬危害防止

#### ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援

#### (イ) 土壌環境適正化の推進(施策5)

カドミウム基準値超過米(以下,超過米)の発生を抑制するため,超過米が生産 される恐れのある地域の水稲生産者を対象に水稲栽培水管理ごよみを配付するなど, 関係機関と連携して湛水管理の徹底を指導した。また,米の出荷前にカドミウム含 有量を調査し,超過米が確認された場合は,市場流通しないよう要請するとともに 焼却処分するよう指導した。

このほか、国が育成したカドミウム低吸収性イネ品種「コシヒカリ環1号」の特性を現地実証した。(農園)

#### 【施策5の成果】

平成28年産の超過米の発生数量(平成29年3月現在)は,4,634袋(30kg/袋)となり,全て市場流通しないよう処置した。

#### (ロ) 家畜伝染病の発生予防の徹底(施策6)

家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等 家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めた。また、慢性疾病発生低減のための 検査・指導を実施した。

高病原性鳥インフルエンザについては、モニタリング検査としてウイルス分離・ 抗体検査などを実施するとともに、100羽以上を飼養する県内のすべての養鶏場 143戸を対象に死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見と予防対策の啓発 に努めてきた。

このような中、平成29年3月24日に栗原市の採卵養鶏場において、高病原性 鳥インフルエンザが確認された。このため、直ちに「宮城県高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、国の防疫指針に基づき、県・市・自衛隊及 び関係団体等が一体となって約22万羽の殺処分等に取り組み、殺処分から埋却・ 清掃・消毒等の防疫措置を3月27日に完了した。(畜産)



防疫措置作業に向かう職員

#### 【施策6の成果】

家畜伝染病の予防として,延べ294,248頭羽の牛豚鶏を対象に,家畜伝染病 予防法に基づく検査を実施し,家畜伝染病の発生予防とまん延防止が図られ,安全で高 品質な畜産物の生産が確保された。

慢性疾病については、生産性を阻害する疾病群を対象に、牛12戸、豚7戸、鶏5戸で検査を実施し、慢性疾病発生と経済的損失の低減に努めた。

平成29年3月24日に栗原市の採卵養鶏場において発生した高病原性鳥インフルエンザは、3月27日に防疫措置が完了した。

#### Ⅱ 実施状況 施策5~7

4月7日に清浄性確認検査を開始し、4月11日に清浄性確認検査で陰性が確認されたことから、同日に搬出制限区域(発生農場から3~10km圏内)を解除した。

その後,防疫措置が完了した3月27日から21日後の4月17日まで移動制限区域内の農場で異常が確認されなかったことから,4月18日午前0時をもって移動制限区域(発生農場から3km圏内)を解除した。

#### (ハ) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進(施策7)

食中毒の原因となる貝毒について、宮城県漁業協同組合と連携し、効果的な監視体制を維持して、貝毒プランクトン調査及び貝毒検査の結果を共有するとともに、ホームページ等により県民への情報提供を実施し、食中毒の未然防止に努めた。

また、漁業協同組合が自主的に実施するノロウイルスの検査強化の取組(ノロウイルス頻発期の12月から3月に検体数を倍増)を支援するとともに、漁業協同組合と連携してホームページ等により県民への情報提供を行った。(水整)

#### 【施策7の成果】

漁業協同組合では、県沿岸域を11海域に区分し、海域ごとにノロウイルス検査を行い、陽性の場合は加熱用として出荷し、ノロウイルスを原因とする食中毒の未然防止が図られた。

また, 貝毒検査値が自主規制値を超えた場合には, 生産者関係団体が出荷自主規制措置を実施したことにより, 貝毒を原因とする食中毒の未然防止が図られた。

ノロウイルス自主検査検体数 1,092検体(うち陽性反応109検体)

麻痺性貝毒検査 510回(うち規制回数7回)

下痢性貝毒検査268回(うち規制回数6回)貝毒プランクトン調査92回

(北部 4 6 回, 中部 2 2 回, 南部 2 4 回)

#### 主な数値目標 1-(1)-ロ(施策5から施策7)

	( )			
項		基準値	実 績	目標値
		平成26年度	平成28年度	平成32年度
貝毒プランクトン	/ 観測定点調査実施率	1 0 0	1 0 0	1 0 0
(%)				

#### 主な関連事業一覧 1-(1)-ロ(施策5から施策7)

<del></del>	( 1 ) . ( )	
関 係 事 業 名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
農用地土壤汚染対策推	7, 052	カドミウムの吸収抑制対策として水田の湛水
進事業	[7,052]	管理の徹底を図るとともに,米のカドミウム
(農産園芸環境課)		含有量を調査し、超過米は市場流通しないよ
		う処分した。
土壌由来リスク管理事業	3, 175	国が育成したカドミウム低吸収性イネ品種「コ
業	[ 3, 175]	シヒカリ環1号」の特性を現地実証した。ま
(農産園芸環境課)		た、米以外の農作物について、吸収抑制技術
		確立に向けた試験を行った。
家畜伝染病予防事業	225, 809	家畜伝染病予防法に基づき,家畜伝染病,家
(畜産課)	[197, 520]	畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図
		る。

## 主な関連事業一覧 1-(1)-ロ(施策5から施策7)

<del> </del>	( 1 ) . ( ) .	271 - 1 - 2 1 - 2 1 - 2
関 係 事 業 名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
家畜衛生対策事業	21,890	家畜の慢性疾病の発生低減のための検査・指
(畜産課) 有用貝類毒化監視・販	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	導を実施した。   貝毒プランクトン調査を実施し、貝毒監視体
売対策事業	[8, 032]	制の強化を図った。また、貝毒検査(カキ・
(水産業基盤整備課)		ホタテ・マボヤ・アカガイ等)を実施し、養殖物の安全確保を行った。震災後の麻痺性貝
		毒発生機構の解明と監視体制の効率化の構築
		・維持を行った。
生ガキ衛生管理対策事	4, 400	漁業協同組合が実施しているノロウイルス自
業	$\lfloor 4, 400 \rfloor$	主検査について、ノロウイルス頻発期(12
(水産業基盤整備課)		月~3月)の検体倍増分に対する定額補助を  行い,検査密度の強化が図られた。

#### Ⅱ 実施状況 施策8~9

#### ハ 事業者に対する支援

#### (イ) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進(施策8)

HACCPの普及・啓発を図るため、食品等事業者が積極的にHACCPに取り組めるようみやぎHACCPを活用した。また、事業者への講習会を開催し、HACCPへの理解醸成を深めた。HACCPに意欲を示す事業者に対しては、みやぎHACCPについて説明を行い、広域食品衛生監視チーム(WAFT)を活用し指導助言を行った。

加えて、水産事業者のHACCP導入に向けた意識醸成と実態把握のため、県内の水産加工業者等に対し、HACCP認定取得についての意向調査を実施した。 (食暮)

#### HACCP研修会











みやぎ H A C C P 認 証 マーク http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/miyagihaccp.html

#### 【施策8の成果】

国がHACCP義務化の方向性を示したことから、事業者のHACCPに対する関心が高まり、保健所への相談件数も増加している。みやぎHACCP認証施設は29件で、平成28年度中に新しく申請した施設は5件であった。また、県主催のHACCP研修会には、66施設、97人の参加があった。(食暮)

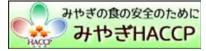
また、水産事業者のHACCP導入について意向調査を実施した結果、県内各地の複数の水産加工業者から認定取得要望があるなど、水産関係事業者のHACCP対応に向けた意向が確認されたことから、新たな支援策について検討を行った。(水振)

プレミアム認証件数2件ステップ 3 認証件数4件

ステップ2認証件数 4件

ステップ1認証件数 19件

HACCP研修会 66施設 参加者97人



#### (ロ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大(施策9)

県産食材を積極的に利用し、地産地 消の推進に取り組んでいる県内の飲食 店等を「食材王国みやぎ地産地消推進 店」として登録し、使用する県産食材 の産地等をメニュー等で表示する取組 を推進した。(食産)

地産地消推進店

http://www.foodkingdom-miyagi.jp/suisinten/index.html

# 

#### 【施策9の成果】

地産地消推進店については、426店舗を登録し、県産食材の消費拡大が図られた。

#### 主な数値目標 1-(1)-ハ(施策8から施策9)

項目	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	平成28年度	平成32年度
HACCP研修会参加施設数 (施設)	6 6	6 6	2 0 0
地産地消推進店登録店舗数(店)※	2 4 1	4 2 6	4 0 0

<sup>※</sup>基準値は、平成24年度。目標値は、平成29年度

## 主な関連事業一覧 1-(1)-ハ(施策8から施策9)

<u> </u>	_ ,	- '	<u>иш / (+ 0 10 - 1</u>	2 WE 214 9 7				
関係事業	名 事業	費 (千円)		事	業	概	要	
	[うす	う国庫除く	]					
HACCP定着事業		5 6	1 食品等	事業者に	対 し H	A C C	Pによる衛生	
(食と暮らしの安全 進課)	全推	[561	] 理を普及	女・啓発す	するたと	めの研修	<b>冬会を実施した</b>	<del>-</del> 0
	<b>進事</b>	4, 58	8 食材王	国みやぎ:	地産地	消推進	店の登録事業	<i>(</i> )
業	_	4, 588	]推進や事	事業者との	の協働	による	地産地消の日	$\mathcal{O}$
(食産業振興課)			取組を推	生進した。				

#### Ⅱ 実施状況 施策10~12

#### ニ 震災等からの復興に向けた支援

#### (イ) 市町村・農業者等への営農対策支援(施策10)

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射能汚染が懸念されるため、主要 県産農産物等を対象に放射性物質濃度を把握し、安全確認を行った。また、放射性 物質濃度のデータ等を活用し、営農対策等について検討した。(農園)

#### 【施策10の成果】

国や関係機関等と連携し、農産物の放射性物質検査を実施した結果、基準値を超過 したものはなく、農産物の安全が確認された。県内農地土壌を対象に定点調査を実施す るとともに、放射性物質濃度のデータを活用し、必要な営農対策を行った。

#### (ロ) 水産関係の施設等の整備支援(施策11)

東日本大震災により被災した共同利用施設 について, 国の補助事業を活用し, 荷揚げク レーン, 共同作業所, 漁具倉庫等22施設の 復旧整備に対する支援を行った。

なお, 浄化施設を備えた共同カキ処理場は, 平成 27年度までに復旧を計画した41施設全ての施設 整備が完了した。(水整)

#### 荷揚げクレーン



#### 【施策11の成果】

震災からの復興に向けて、漁業協同組合等が、共同利用施設として復旧を進める養殖 等関連施設の整備を支援し、養殖業の復旧・復興が推進された。

平成28年度完成施設数 22施設(平成27年度繰越事業含む)

#### (ハ) 特用林産物の生産再開への支援(施策12)

原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除に 向けて, 県外産の汚染されていない原木等の確 保や生産施設の整備, 生産資機材の購入等を支 援した。

また,原木しいたけ(露地栽培)の生産工程 管理等の研修会を開催した。(林振)

#### 県外産原木の搬入状況



#### 【施策12の成果】

原木しいたけ(露地栽培)の生産工程管理等の研修会を10回開催したことにより、 生産者の安全安心な栽培方法に関する理解とその栽培管理に基づく出荷制限解除につい て普及が図られ,新たに9人が制限解除を実現し,原木しいたけの生産を再開した。

安全な生産資材の購入支援

8件(平成27年度繰越事業含む)

無汚染原木の購入本数

179千本(平成27年度繰越事業)

栽培工程管理に必要な資機材の購入支援等 12件(平成27年度繰越事業含む)

## 主な関連事業一覧 1-(1)-二(施策10から施策12)

<u> </u>	( 1 ) ( ) ( ) ( )	
関 係 事 業 名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
農産物放射能対策事業 (農産園芸環境課)	12, 143 [12, 143]	農産物等の安全確認を行うため、主要県産農産物等を対象とした放射性物質の濃度を把握し安全性を確認したほか、今後の営農対策の検討に資するデータとして活用した。
水産業共同利用施設復 旧整備事業 (水産業基盤整備課)	7 8 8 , 7 6 5 [1 2 7, 6 2 2] ※繰越事業含む	ワカメ共同作業場,共同漁具倉庫,荷揚げクレーン等22施設の共同利用施設整備を支援 した。
特用林産物放射性物質 対策事業 (うち生産再 開等支援) (林業振興課)	3 2 3, 0 9 8 [3 2 3, 0 9 8]	安全な生産資材及び無汚染原木の購入に対する事業を導入し,原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除等に向け生産者を支援した。
(林業振興誅) 特用林産物産地再生支援事業 (林業振興課)	4, 554 [4, 554]	生産者が行う安全安心な特用林産物の生産に 必要な資材の購入等を支援した。

#### Ⅱ 実施状況 施策13~16

- (2) 監視指導及び検査の徹底
- イ 生産段階における安全性の確保
  - (イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化 (施策13)

安全で安心な農産物の供給を図るため、農薬販売者を対象に農薬の保管管理や展示販売等について、また、農薬使用者を対象に農薬使用基準の徹底や農薬の保管管理等について、農薬取締法に基づく立入検査を実施した。(農園)

安全安心な養殖魚の生産体制を構築するため、魚類養殖業者に対して、水産用医薬品の適正指導や養殖管理に関する巡回指導を行った。(水整)

#### 【施策13の成果】

(農業関係)

農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査を実施したことにより、適正な販売方法及び使用方法について理解が深まった。

農薬販売者に対する立入検査数

349件(農薬販売者数965)

農薬使用者に対する立入検査数

128件

(水産関係)

魚類養殖業者等への巡回指導の結果,内水面養殖場では,水産用医薬品が適正に使用されていたことが確認できた。また,海面においては無投薬養殖であり,安全安心な養殖魚の生産が行われていることが確認できた。(水整)

魚類養殖業者の巡回指導

99経営体 (全経営体)

#### (ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施(施策14)

飼料安全法に基づき,家畜用飼料の安全性確保のため,飼料製造工場等への立入 検査を行った。(畜産)

また、養殖用飼料の安全性確保のため、養魚用の配合飼料及び養魚用飼料の原料 となる魚粉の製造工場への立入・収去検査を行った。(水整)

肥料取締法に基づき、肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を行った。

(農園)

#### 【施策14の成果】

(飼料 畜産関係)

飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査を44か所実施した。また、立入時に収去した飼料の分析検査を29点実施し、このうちBSE発生防止に係る検査として、牛用飼料への動物由来たんぱく質混入検査を9点実施した。

立入検査の結果,飼料安全法に基づく重大な違反(危害物質の混入や飼料の成分不足等)は確認されなかった。不適切事例(手続きの不備)が1件認められたが,指導し改善が図られた。

飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査

44件(製造工場数90)

飼料の分析検査

29点

うち動物由来たんぱく質混入検査

9 点

(飼料 水産関係)

養魚用の配合飼料及び養魚用飼料の原料となる魚粉の製造工場の立入検査及び飼料の収去検査を実施し、養魚用飼料等の安全性を確認した。

立入検査目標10件に対し10件、収去検査目標8点に対し8点実施したが、飼料安全法に基づく重大な違反は確認されなかった。

養魚用配合飼料及び魚粉製造工場への立入検査

10件(製造工場数11)

養魚用配合飼料及び魚粉の分析検査

8 点

#### 【施策14の成果】

(肥料 農業関係)

肥料生産業者への立入検査を32件実施した。そのうち収去検査は32点実施した。 また、平成27年度に特殊肥料中に化学合成由来の窒素が含有していた肥料取締法違反 が発覚したことを受け,委託分析を1点実施したが,肥料取締法に基づく重大な違反は 確認されなかった。

肥料生産業者への立入検査

3 2 件 (生産業者数 8 1 5)

収去検査 (特殊肥料) 委託分析 (特殊肥料)

3 2 点 県届出肥料

1点 県届出肥料

#### (ハ)動物用医薬品の流通,販売等に関する指導(施策15)

薬機法等に基づき、動物用医薬品の適正使用のため、動物用医薬品販売業の立入 検査及び適正使用に関する指導を行った。(畜産)

#### 【施策15の成果】

動物用医薬品販売業者への監視指導と立入検査により、動物用医薬品の適正な流通が 図られた。

動物用医薬品等販売業立入検査

120件 (販売業者数362)

動物用医薬品等販売業許可・更新等

116件

#### (ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施(施策16)

家きんの高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング及び強化モ ニタリング検査を実施した。また、県内養鶏農場から定期的に死亡羽数の報告を求 め、異常を早期発見する体制を維持した。(畜産)

#### 【施策16の成果】

定点モニタリング検査として、県内12か所の農場において、毎月1回ウイルス分離 検査と抗体検査を実施した。また、強化モニタリング検査として、県内で100羽以上 の鶏を飼養する農場から抽出し, 年1回の抗体検査を実施した。

さらに、県内で100羽以上の鶏等を飼養する全ての農場143戸から、毎月1回以 上1週間の死亡羽数等について報告を求め、異常の早期発見と通報に努めた。

平成29年3月24日に、栗原市の採卵養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが 発生したが、県・市・自衛隊及び関係団体等が一体となって約22万羽の殺処分等に取 り組み、3月27日に防疫措置が完了した。 ※施策6に、詳細記載

定点モニタリング検査戸数 12戸(1,440羽)

強化モニタリング検査戸数

30戸( 300羽)

死亡羽数の報告戸数 143戸

#### 1-(2)-イ(施策13から施策16) 主な数値目標

項   目	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	平成28年度	平成32年度
肥料成分不足・違反点数違反割合(%)	0	3. 1	0
動物用医薬品販売の違反件数(件)	2	0	0

## Ⅱ 実施状況 施策13~16

## 主な関連事業一覧 1-(2)-イ(施策13から施策16)

<del>上なり任すれ 見 I</del>	(2) 1 (16)	
関係 事業名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
農薬安全使用指導事業	1, 903	安全で安心な農産物の供給を図るため、農薬
(農産園芸環境課)	[951]	取締法に基づく立入検査を実施した。
流通飼料対策事業	1, 170	飼料製造・販売事業場への立入検査及び収去
(畜産課)	[1, 040]	飼料の分析検査を実施した。
養殖衛生管理体制整備	9 4 1	魚類防疫会議を開催し、養殖業者の防疫意識
事業	[550]	
(水産業基盤整備課)		い適正養殖管理を指導した。また,魚病指導,
		魚病発生状況調査, KHV (コイヘルペスウ
		イルス)対策を実施し,魚病のまん延防止に 努めた。及び養魚用飼料生産工場の立入・収
		去検査を実施し、飼料の安全性を確認した。
肥料検査取締業務	5 1 1	
(農産園芸環境課)	[511]	れている肥料の収去・分析を実施した。
動物用医薬品等取締指	2 2 5	動物用医薬品販売業者への立入検査を実施し、
導事業	[225]	適正な流通が図られるよう指導を行った。
(畜産課)		
家畜伝染病予防事業	225,809	家畜伝染病予防法に基づき,家畜伝染病,家
(再揭)	[197, 520]	畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図
(畜産課)		った。
家畜衛生対策事業	21,890	家畜の慢性疾病の発生低減のための検査・指
(再掲)	[14,242]	導を実施した。
(畜産課)		

#### ロ 流通・販売段階における安全性の確保

#### (イ) 食品営業施設の監視指導の徹底(施策17)

監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対する計画的かつ効果的な監視及び指導、規格基準検査を実施した。また、定期的に食品衛生担当者会議等を開催し、業務の進捗状況の管理や情報の共有を行い事業の最適化を図った。

食中毒予防月間には、広域流通食品の製造施設等を対象として一斉監視を行うとともに、保健所の食品衛生監視員による講習会やパンフレットの配布等により啓発活動を行った。また、牛レバー、豚肉及び豚内臓の生食禁止について、指導を行った。(食暮)

#### 【施策17の成果】

飲食店及び製造施設等に対する計画的な監視指導や食中毒の予防啓発を行った結果, 事業者の食中毒予防の意識が高まったとともに,飲食に起因する食中毒の拡大防止が図 られた。

飲食店及び食品製造施設等に対する監視指導

施設数 22,871施設(うち重点監視施設440施設)

監視延べ件数 18,790件 (うち重点監視施設延べ監視件数1,041件)

※重点監視施設

大規模食中毒が発生するおそれのある施設他、広域に流通する食品を製造・加工する施設。また、不良・違反食品の発生した施設などから保健所が指定する。

#### (ロ) 食品検査による安全性の確保 (施策18)

食品の安全を確保するため、輸入食品をはじめ県内に流通する食品の規格基準の 検査、食品中に残留する農薬、添加物などの検査を実施し、食品衛生法に違反した 食品の流通を防止した。

また、検査に使用する機器の維持管理等を行い、検査体制の整備について引き続き実施した。(食暮)

#### 【施策18の成果】

輸入食品をはじめ県内に流通する食品の規格基準の検査、農薬、重金属等の検査を実施し、食品衛生法に違反した食品の流通を防止し、飲食に起因する危害の発生防止が図られた。

検査の結果、食品衛生法に基づく規格基準違反又は表示違反の疑いのある食品10件について改善指導を行い、健康危害の発生を防止した。

収去検査 細菌検査 1,437検体

理化学検査 2,082検体

特殊有害物質調査212検体うち残留農薬検査82検体うち輸入食品検査149検体

#### (ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導 (BSE対策を含む)の徹底 (施策19)

安全で衛生的な食肉及び食鳥肉を供給するため、と畜検査、食鳥検査を実施した。 また、かきによる食品事故を未然に防ぐため、かきの採取海域の加工基準の確認、 かき処理場等の監視指導及び収去検査を実施し、生食用かきの規格基準の遵守並び にその取扱いの指導を図った。

BSE対策としては、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、対象牛の検査や特

#### Ⅱ 実施状況 施策17~20

定危険部位の除去の徹底を図るとともに国の見直しに合わせ、検査対象牛の見直し を検討した。(食暮)

#### 【施策19の成果】

かき処理場等施設の監視指導やかきの検査等により,不適格な食品の流通を防止し, これらに起因する健康危害の発生を防止した。

また、と畜検査やと畜場の監視指導及び食鳥検査等により、不適格な食肉の流通を防止し、これらに起因する健康危害の発生を防止した。

(かき関係)

かき処理場 78施設 延べ監視数 150件 かき袋詰め業者 57施設 延べ監視数 141件 かき入札場 3施設 延べ監視数 3件

(食肉関係)

と畜場法等に基づくと畜場の監視指導 月1回(重点監視)

食肉輸送車の監視 全車両

(食鳥処理施設関係)

食鳥処理場の監視 週1回(重点監視)

認定小規模食鳥処理場の監視 年14回

(BSE関係)

BSE検査(48か月齢超若しくはBSEの感染が疑われる牛) 323頭

(県食肉衛生検査所実施分)

#### (ニ) 米穀事業者の監視指導の徹底(施策20)

米トレーサビリティ法に基づき,東北農政局と「米穀の流通監視業務に係る国と 宮城県との申し合わせ」を取り交わし,連携しながら立入検査を行った。

平成28年度の宮城県域事業者に対する巡回立入調査件数は、生産者、小売業者、 飲食業者等を対象として検査を実施し、そのうち産地情報の伝達や取引等の記録の 記載漏れがあった事業者に対して指導を行った。

生産者等が参加する研修会などを通じて、資料配付や説明を行うなど制度の周知徹底及び制度を遵守することに対する啓発を行った。(農園)

#### 【施策20の成果】

米トレーサビリティに関する研修会における資料配付や説明により、制度に対する理解が深まり、その遵守の重要性について意識醸成が図られた。

東北農政局と連携して巡回指導調査を133件行い,産地情報の伝達や取引等の記録の記載漏れがあった事業者等に対して51件指導を行い,改善された。

宮城県域事業者に対する巡回指導調査 133件(前年度0件 実績なし)

うち指導 51件

#### 主な数値目標 1-(2)-ロ(施策17から施策20)

-		1 17 2 20 7 10 - 0	·	
	項目	基準値	実 績	目標値
		平成26年度	平成28年度	平成32年度
	食品衛生施設の監視指導率 (%)	1 0 0	1 1 3 . 0	1 0 0
	食品検査率(%)	1 0 0	99.8	1 0 0
	かき処理場等の監視指導率(%)	1 0 0	8 2 . 1	1 0 0

## 主な関連事業一覧 1-(2)-ロ(施策17から施策20)

土な関連争未一見 1	<u> </u>	<u> </u>	<b>心水</b> 1	1 /4	・・・フル	2 / 1 4	2 0	,						
関係 事業名	事業費	(千円)			事		業		概	星	更			
	[うち国	庫除く]												
食品営業施設取締指導		1 9 3												
事業 (食と暮らしの安全推	[10,	1 9 3]	るた実施			店 及	. 0	羖 洹	旭青	文 寺(	ル監	化	拒べ	まと
進課)														
食中毒防止総合対策事		3 2 6	食中											
業   (食と暮らしの安全推	_ ,	3 2 6 ]	発用地大											
進課)			会を				1 小口	及心	以	// <u>imi.</u> 1	[7C ] ⊨	1 🕁	\ 11	サ 日
食品検査対策事業		0 9 1	安全	で衛	生的	な食								
(食と暮らしの安全推 進課)	[23,	0 9 1 ]	の規					残 留	す	5 農 3	学や	亦	加华	勿等
と畜食肉検査費	28.	7 9 1						を供	給-	するこ	t- X	· ·	動物	勿用
(食と暮らしの安全推		7 9 1 ]												
進課)		4.0.0	出血,								7 7	. 7	-	d det .
食鳥肉検査費(食と暮らしの安全推		$\begin{array}{cccc} 4 & 9 & 0 \\ 4 & 9 & 0 \end{array}$												
進課)	L 2 ,	4 3 0 ]	行っ		汉 ().	辰 米	: 1	V) 7X	<b>H</b> (	C √3	9 2	1火	且. ¬	+ ~L
かき処理指導事業		1 7 8	かき	によ										
(食と暮らしの安全推	[3,	1 7 8]											用プ	ナキ
上進課) 上海綿状脳症検査事業	3	5 7 4	等の 4 8										ミ 施	1,
(食と暮らしの安全推		2 6 3 ]										٠ )	C //E	Ο,
進課)												• -	Ab1 =	<u> </u>
米トレーサビリティ法 に基づく米穀の流通監		0	国と 研修:											
祝業務		[0]	14月116年3	云 寸	乙畑	U /L	1011 /5	又 (ノ)	비사	11队 四	1 T 1	△ ´-	, /_	D
(農産園芸環境課)														

#### Ⅱ 実施状況 施策21~23

#### ハ 食品表示の適正化の推進

#### (イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施 (施策21)

食品表示法に基づく表示に関して、衛生事項、品質事項、保健事項について、それぞれ所管する部署において、事業者からの相談対応及び監視指導等を行った。

衛生事項については、適正な表示を確保するため、県内7保健所2支所に食の110番を設置し、食品表示法及び食品衛生法の規程により、製造所や販売店舗等における食品表示の遵守状況等を点検、監視指導を行った。特にアレルギー物質を含む製品に関する表示徹底のため、使用原材料の点検を指導するとともに、食品衛生責任者等を対象とした講習会を開催し、衛生事項における食品の適正な表示の遵守・徹底を指導した。

品質事項については、国及び県に設置している食品表示110番等に寄せられた被疑情報について、国、市町村等の関係機関と連携し、食品表示法並びに不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」)に基づく調査を実施し、事業者に対して必要な指導を行った。(食暮)

保健事項及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止 については、食品関連事業者に対する相談、指導を行い、食品表示の適正化に努め た。(健推)

また、輸入生かきの混入による産地偽装を防止するため、宮城県産生かき適正表示協会会員に対して、輸入生かき偽装防止特別監視員(オイスターGメン)による監視指導を実施の上、調査結果を県ホームページで公開し、産地偽装の防止と宮城県産生かきの信頼性向上に努めた。(食暮)

#### 【施策21の成果】

(衛生事項)

事業者への指導を行うとともに、食の110番を通じて、適切な調査・指導を行った結果、食品表示の適正化につながった。

食の110番への食品表示に関する相談及び通報等

4 2 件

(品質事項)

食品表示110番等への情報提供に基づき、関係機関と連携して38件の調査を実施し、必要な指導を行った結果、事業者の食品表示の適正化につながった。

また、宮城県産生かき適正表示協会会員のうち12事業者を対象に調査を実施した 結果、偽装・混入は確認されず、宮城県産生かきの信頼性の確保が図られた。

食品表示110番への情報提供に基づく調査

38件

輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導

1 2 件

(保健事項及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止) 食品関連事業者に指導を行い、食品表示の適正化を図った。

栄養成分表示に関する指導

5 件

健康保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する指導

5 件

#### (ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施(施策22)

消費者モニターの中から100人を食品表示ウォッチャーとして委嘱し、食品表示法に基づく義務表示の状況について、モニタリング調査を実施した。食品表示ウォッチャーが、平成28年6月から12月までの7か月間、それぞれ毎月2店舗、各5品目を調査した結果、不適正表示の疑義があった事業者に対しては、確認調査を実施し、必要な指導を行った。

調査に当たっては、業務説明会で表示に関する研修を実施したほか、食品表示ウォッチャーだよりを発行し、食品表示の知識の提供及び調査結果のフィードバックを行った。(食暮)

食品表示ウォッチャー業務説明会



#### 【施策22の成果】

食品表示ウォッチャーにより、延べ1、344店舗において食品表示(品質事項)に関するモニタリング調査を行った結果、48件について不適の疑いありと報告があった。県が所管する小売店38件を調査し、うち16件の改善指導を行うことで、不適正な表示が是正された。

なお、県に措置権限がない10件については、速やかに所管する行政機関に情報を提供し、管轄の行政機関により必要な調査・指導が行われ、適正表示の普及啓発が図られた。

食品表示ウォッチャーに対しては、業務説明会や食品表示ウォッチャーだよりで食品表示に関する知識を提供することで、知識向上と理解が深まった。

食品表示ウォッチャーの委嘱数

100人

食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査

1,344店舗

うち不適の疑いありの報告

48件

うち県による改善指導

16件

#### (ハ) 食品表示に関する研修会等の実施(施策23)

事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に講師として職員を派遣したほか,平成27年度に施行された食品表示法の事業者向け説明会を県内3箇所で開催した。また,年間を通じて消費者や事業者からの食品表示に関する相談に応じ,適正表示の普及と指導を行った。(食暮)

さらに、栄養成分表示や健康増進法に基づく健康の保持増進効果に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者や県民に対して研修会やホームページ等で情報提供を行い、適正な食品表示に関する普及啓発を行った。(健推)

食品表示法事業者向け説明会(仙台会場)



食品関連事業者向け栄養成分表示等に関するリーフレット



#### Ⅱ 実施状況 施策21~23

#### 【施策23の成果】

食品表示に関する研修会等に講師を6回派遣し、344人の参加があった。また、 食品表示に関する研修会や説明会を5回開催し、事業者等の食品表示制度への理解が 深まった。

食品表示110番への消費者や事業者からの表示内容や表示方法に関する相談及び 通報等335件に対応し、適正表示の普及啓発が図られた。

さらに、栄養成分表示に関する研修会は20回、614人、健康増進法に基づく健康の保持増進効果に関する誇大広告等の禁止に関する研修会は4回、247人に対し実施したほか、県ホームページや広報誌等により適正な食品表示について周知を図った。

食品表示に関する研修会への講師派遣 6回

食品表示に関する研修会や説明会の開催 5回

栄養成分表示に関する研修会 20回

虚偽誇大広告等の禁止に関する研修会 4回

食の110番への食品表示に関する相談及び通報等 42件

食品表示110番への相談及び通報等 335件

栄養成分表示に関する相談 139件

健康増進法に基づく健康の保持増進効果に関する

誇大広告の禁止に関する相談 7件

※研修会等は、衛生事項、品質事項、保健事項の重複を含む

#### 主な数値目標 1-(2)-ハ(施策21から施策23)

項   目	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	平成28年度	平成32年度
食品表示適正店舗数の割合(%)	99.3	98.7	1 0 0
食品表示に関する研修会・説明会等の	8	1 1	2 0
開催回数 (回)			

#### **主な関連事業一覧** 1-(2)-ハ(施策21から施策23)

上な民任事末 見	. (2)	旭来 2 1 2 5 旭来 2 5 7
関 係 事 業 名	事業費 (千円)	事業概要
	[うち国庫除く	]
食品営業施設取締指導 事業 (再掲) (食と暮らしの安全者 進課)	[10, 193	3 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を 実施した。
食の110番 (食と暮らしの安全排 進課)		フ 県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問及び食品衛生法に関する相談を受け付け、相談者へ正しい情報の提供、法令違反・疑義情報に対する指導等を行った。
食品表示適正化事業 (食と暮らしの安全 進課)		5 「食品表示110番」等に寄せられた被疑情 報に基づく事業者に対する調査指導等を行った。また、食品表示ウォッチャーの委嘱と小売店のモニタリング調査を実施した。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、食品表示制度の普及啓発を行った。
栄養成分表示適正化 業 (健康推進課)	3 7 1 [ 3 7 1	1 食品表示法及び健康増進法の規定による栄養

#### ニ 食品の放射性物質検査の継続

#### (イ)農林水産畜産物等の検査(施策24)

厚生労働省食品安全部長通知「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除 の考え方」に基づき、県内で生産される主要な農産物、林産物、畜産物、水産物等 について、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、検査を実 施した。

検査にあたっては, 試験研究機関等にゲルマニウム半導体検出器(精密検査器機), 地方機関及び県内の主要魚市場にNaIシンチレーションスペクトロメータ等(簡 易検査機器)を配置し、検査を実施し、安全性が確認された食品の流通に努めた。 検査で基準値を超過したときは、県が出荷自粛を要請する等生産物が市場に流通し ないようにした。

また、放射性物質検査の結果は、県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」等 で、国内外に向けて速やかに公表した。(食産)

#### 【施策24の成果】

各機関等に設置した検査機器の維持管理等を行い、検査体制の整備について引き続き 実施した。

ゲルマニウム半導体検出器及び地方機関等に配置したNaIシンチレーションスペク トロメータ等により、県産農林水産物の放射性物質検査を行い、結果をホームページ等 で公表し県民の不安の解消に努めた。(食産)

区分	検査対象	基準値	検査	基準値	精密	基準值超過品目
		Bq/kg	点数	超過数	簡易	
農産物	野菜類,果実類,	100	1,913	0	精密	
	穀類	50	674	0	簡易	
畜産物	原乳	50	125	0	精密	
	牛肉	100	25,104	0	簡易	
林産物	きのこ,	100	1,422	32	精密	クサソテツ,コシアフ゛ラ,セ゛ンマイ,タラノメ,
	山菜類ほか	50	295	33	簡易	ワラヒ゛,タケノコ,アカヤマト゛リ
水産物	海産魚種,	100	1,966	0	精密	
	内水面魚類(県実施分)					
	海産魚種(市場実施分)	50	16,245	0	簡易	

\*農産物,林産物,水産物の簡易検査の基準値とは,精密検査実施目安(スクリーニ ングレベル) のことで、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」 の一般食品の1/2 (50bq/kg) のこと。

(農産関係) (農園)

検査対象 県内産の野菜類・果実類,穀類

うち基準値超過 検査概要 精密検査 米 191点 0 点 大豆. 0 点 176点 うち基準値超過 そば うち基準値超過 0 点 6 8 点 麦類 29点 うち基準値超過 0 点 1,342点 野菜類 うち基準値超過 0 点 107点 うち基準値超過 果実類 0 点

簡易検査 野菜類・果実類 674点 うち精密検査実施

> 目安の超過 0 点

検査結果 基準値を超過したものはなく、農産物の安全が確認された。

#### Ⅱ 実施状況 施策24~26

(畜産関係) (畜産)

検査対象 県内産の原乳及び牛肉

125点うち基準値超過0点25,104頭うち基準値超過0点 検査概要 精密検査 原乳

簡易検査等 牛肉

検査結果 基準値を超過したものはなく、畜産物の安全が確認された。

(林産関係) (林振)

検査対象 県内産のきのこ・山菜類

検査概要 精密検査 きのこ・山菜類 1,422点 うち基準値超過32点

うち精密検査実施 簡易検査 きのこ・山菜類 295点

目安の超過数 33点

基準値を超過した品目のうち、大崎市(旧三本木町)のたけのこ及び村田 検査結果

> 町の野生きのこは、検査結果を受けて新たに国から出荷制限が措置された。 また、その他の基準値を超過した品目は、既に出荷が制限されており市場

流通していない。

出荷制限 新たに2品目で国から出荷制限指示が出された。

大崎市(旧三本木町)のたけのこ 平成28年6月7日

村田町の野生きのこ 平成28年9月12日

新たに2品目で出荷制限(自粛)解除を実現した。 出荷解除

> 原木しいたけ(露地栽培) 7市町村の9人

原木なめこ (露地栽培) 1 市の1人

#### (水産関係)

検査対象 県内で水揚げされる海産魚種、内水面魚類 (水振)

検査概要 精密検査 海産魚種、内水面魚類 1,966点 うち基準値超過0点

簡易検査 海産魚種,内水面魚類 16,245点 うち精密検査実施

目安の超過 0点

検査結果 基準値を超過したものはなく,水産物の安全が確認された。

(野生鳥獣肉関係) (自保)

検査対象 県内で捕獲された野生鳥獣肉

検査概要 精密検査 158点 うち基準値超過 25点

検査結果 基準値を超過した品目は、既に出荷が制限されており市場流通していない。

#### (ロ) 流涌食品の検査(施策25)

厚生労働省食品安全部長通知「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除 の考え方」に基づき、県内に流通する食品について、四半期ごとに「農畜水産物等 の放射性物質検査計画」を定め、検査を実施した。(食暮)

#### 【施策25の成果】

検査を実施した結果、流通食品における基準値超過はなかった。結果をホームページ 等で公表し県民の不安の解消に努めた。

検査対象 県内に流通する牛乳,清涼飲料水(ミネラルウォーター),乳児用食品, 一般食品等

検査概要 精密検査 飲料水,牛乳,乳児用食品 90点 うち基準値超過 0 点

> 簡易検査 一般食品 198点 うち基準値超過 0点

豚肉, めん山羊, 山羊肉 117点 うち基準値超過 0 点

検査結果 基準値を超過したものはなく, 県内における流通食品の安全が確認された。

#### (ハ) 学校給食等の検査(施策26)

児童生徒等のより一層の安全安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、ホームページや学校給食だより等に測定結果を掲載することによって、学校や保護者と情報の共有に努めた。(スポ健)

児童らのより一層の安全安心の確保を図る観点から、児童福祉施設等で提供される給食における放射性物質の濃度を把握するため、給食一食分全体について事後検査を実施し、検査結果をホームページに掲載した。(子育て)

#### 【施策26の成果】

学校給食用食材のサンプル測定(簡易検査による事前測定)を833点測定し,すべて精密検査の目安(50 Bq/kg)以下であった。

測定結果は、課のホームページ等に速やかに公表することで、学校給食用食材の安全性について、県民に知らせることができた。また、学校や保護者と情報の共有が図られ、不安の解消に努めた。

検査対象 県内で提供される学校給食用食材のサンプル

検査概要 簡易検査 833点 うち基準値超過 0点

検査結果 基準値を超過したものはなく、県内における学校給食用食材のサンプルの 安全が確認された。

県立児童福祉施設(2施設)町立保育所(1施設)及び私立保育所(1施設)において給食一食分全体について、1回ずつ(延べ4件)放射性物質検査を実施し、結果をホームページに掲載した。施設や保護者との情報共有が図られると共に、安心感の醸成につながった。

検査対象 県立児童福祉施設等で提供される学校給食一食全体

検査概要 簡易検査 4点 うち基準値超過 0点

検査結果 基準値を超過したものはなく、安全が確認された。

#### ※ 放射性セシウムスクリーニング法

食品などに含まれる放射性セシウム濃度が基準値以下であるかどうかを判別する方法で、スクリーニングレベル(基準値1/2)以下である食品が基準値以下であると判断できるように器機の測定条件等が定められている。多数の検体の放射性セシウム濃度を測定する必要があるため、ゲルマニウム半導体検出器よりも短時間で測定できる NaI シンチレーションスペクトロメータ等を用いることが多く、簡易検査と呼ばれる場合もある。

なお、県産農林水産物の放射性物質測定は、精密検査と簡易検査を並行して実施しており、簡易検査で、国が定める基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された場合に、精密検査を行うこととしている。

#### ※ 検査使用器機

精密検査:ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査 簡易検査:NaIシンチレーションスペクトロメータ, CsIシンチレーションスペクトロメータ等

#### ※ 食品中の放射性物質に関する基準値(平成24年4月1日から)

放射性セシウム (セシウム134,137)

飲料水1 0 Bq/kg牛乳5 0 Bq/kg乳児用食品5 0 Bg/kg

一般食品 100 Bq/kg (農産物,水産物,林産物,牛肉,豚,めん山羊, 野生鳥獣肉流通食品等)

## Ⅱ 実施状況 施策24~26

## 主な数値目標 1-(2)-二(施策24から施策26)

項目	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	平成28年度	平成32年度
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	1 0 0	1 0 0	1 0 0
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	1 0 0	1 2 3	1 0 0
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	1 0 0	1 0 0	1 0 0
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	1 0 0	1 5 2	1 0 0
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率	1 0 0	1 0 0	1 0 0
(%)			
学校給食の放射性物質検査計画に対する実施率	1 0 0	1 0 0	1 0 0
(%)			

## 主な関連事業一覧 1-(2)-ニ(施策24から施策26)

エな関連事業 見 I 一 関 係 事 業 名	事業費 (千円)	R Z 4 かり)	事	<del>/</del>	概	要
		,	7	未	113/1	女
	[うち国庫除く					
県 産 農 林 水 産 物 放 射 性	4, 374					ドラインの考え
物質対策事業	[4, 374]			ミ農 林	水産物	の放射性物質検
(食産業振興課)		査を実施				- In S. I.
農産物放射能対策事業	12, 143					ラインの考え方
(農産園芸環境課)	[12, 143	」に基づき	, 農産物	り等の	安全催	認を行うため、
						質検査を実施し、
						の営農対策の検
肉用牛出荷円滑化推進	86,900	討に資する	シアータ	とし !	(活用し	した。
	[86, 900	一国の快宜	計 囲 にほ	リタマ	カイ ト 今 砕 籾	ラインの考え方 を行うため、県
						び廃用牛生体の
(田)生味)		産 丁 王 璵   放射性物質				の飛用十生体の
放射性物質影響調査事	8,804	1 国の給杏	ュ <u>ルーで</u> 計画にほ	<u> </u>	ガイド	ラインの考え方
業						草の放射性物質
(畜産課)		検査を実力		<i>,,</i> 1, 10		1 . ///// 17 1/2 // 5
特用林産物放射性物質	19,087			する	ガイド	ラインの考え方
対策事業(うち放射性						放射性物質検査
物質検査)		を実施した				
(林業振興課)						
水産物安全確保対策事						て風評被害を防
業	[13, 379					物質濃度のモニ
(水産業振興課)		タリング				~ , +
水産物放射能対策事業	1, 712	2  国の検査	計画に関	する	ガイド	ラインの考え方
(水産業振興課)	[1, 7 1 2	」に基つき	,放射的	はに保	る水産	物の安全性を確
						の入手困難なサ
		グラル快		き 師 宜	14 导加	により確保し,
野生鳥獣放射能対策事	9 7 3			t- 1	13/3/	等野生鳥獣から
對 生	[973]					業者において放
(自然保護課)			内で休れ合本を主	協し、	サーブチ	果を公表した。
放射性物質検査対策事	5, 326	5 放射性物	質の検す	機器	を維持	<ul><li>管理し、検査</li></ul>
業	[5, 326]	一体制を整	備した。	また	. 県食	肉衛生検査所で
(食と暮らしの安全推		検査され	る県産生	:全頭	及び豚	等について放射
進課)		性物質検	査を実施	した	。県内	に流通する加工
		食品につい	ハて収去	検査等	等を実力	をした。
学校給食安全・安心対	_4, 778					の放射性物質の
策事業	[4, 778	3 有無につい	ハて,事	前測泵	ビを 実力	拖した。
(スポーツ健康課)			LH 1 :- 1		1 1/ '	4. / - 2
児童福祉施設等給食安	4					等(延べ4施設)
全・安心対策事業	[ 0	]   の給食の	事後 検査	を実力	衐した。	
(子育て支援課)						

- 2 食の安全安心に係る信頼関係の確立
- (1)情報共有及び相互理解の促進
- イ 情報の収集,分析及び公開
  - (イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供(施策27)

食の安全安心に対する県民の意識や意向を把握するため、消費者モニターを対象としたアンケートを実施したほか、セミナーや研修会等で参加者にアンケートを実施し、県民の意向の把握に努めた。また、研修会資料や食の安全安心に関する情報等を県ホームページの新着情報に掲載する等、アクセスのしやすさに対して配慮するとともに、迅速かつ適切な情報提供に努めた。(食暮)

食に関する情報やイベントの開催について,「食材 王国みやぎ」ウェブサイトにおいて情報提供を行っ た。(食産)

食材王国みやぎ

http://www.foodkingdom-miyagi.jp/index.html



#### 【施策27の成果】

消費者モニターアンケートの結果,セミナー資料や参加者の意見等を県のホームページで公表したことにより,食の安全安心に関する知識の普及啓発につながった。

「食材王国みやぎ」ウェブサイトのコンテンツの追加や情報更新により、新鮮な情報の発信に努め、効果的に食に関する情報発信を行うことができ、平成29年3月末で、392、256件のアクセス件数となった。

#### (ロ)監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表(施策28)

平成28年度食品衛生監視指導計画に基づき実施した 監視,指導及び検査の結果及び食品の安全や自主回収に 関する情報等について,ホームページで随時適切に公表 した。また,国の方針に準じたBSE検査対象の見直し を行った。(食暮)

自主回収情報

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kaishu.html 食品衛生関係統計資料

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/indexsyokuanzenansin.html

食品等自主回収情報



事業者による食品等回収情報について

#### 【施策28の成果】

監視指導計画に基づく監視指導結果及び検査結果について取りまとめ、ホームページに公表した。監視結果については、4半期ごとのその結果を県ホームページに掲載した。また、食品の安全や自主回収に関する情報等をホームページに掲載し、県民に情報提供を行った。

平成29年度監視指導計画策定にあたり広く県民の意見を収集するため、平成29年4月からの国の方針に準じたBSE検査対象の見直しを含めたパブリックコメントを実施し、52件の意見をいただいた。BSE検査対象の見直しに関しては特段の意見はなかった。

監視指導計画に関するパブリックコメントの実施 意見52件

## Ⅱ 実施状況 施策27~28

## 主な数値目標 2-(1)-イ(施策27から施策28)

<u> </u>			,	
項	目	基準値	実 績	目標値
		平成26年度	平成28年度	平成32年度
食関連情報ウェ	ブサイト「食材王国	3 4 0 , 9 4 0	3 9 2 , 2 5 6	400,000
みやぎ」ホーム	、ページアクセス数			
(件) ※				

※みやぎICT推進プラン(2014~2016)目標値 基準値は、平成25年度、目標値は、平成28年度

## 主な関連事業一覧 2- (1) -イ (施策27から施策28)

<u> </u>	( 1 / 1 ( 7)	
関 係 事 業 名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
みやぎ食の安全安心県 民総参加運動事業 (食と暮らしの安全推 進程	[1, 085]	の支援等を実施した。また、事業の認知度向 上のため、催事等で広報活動を実施した。
地域イメージ確立推進 事業(うち,「食材王 国みやぎ」情報発信事 業) (食産業振興課)	2, 349 [2, 349]	食の総合ウェブサイト「食材王国みやぎ」の運用により、県内の食に対する情報提供やイベントのPRを実施した。
食品検査対策事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)	2 3, 0 9 1 [2 3, 0 9 1]	安全で衛生的な食品を供給するため,食品等の規格基準,食品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
食品営業施設取締指導 事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)	10,193	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。

#### ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

#### (イ)消費者と生産者・事業者との相互理解の推進(施策29)

消費者モニターを対象にアンケート調査を実施し、県民の意向を把握したほか、 食品工場見学会や生産者との交流会を開催し、食の安全安心に対する相互理解を深 めた。また、県のホームページに食の安全安心に関する情報を掲載した。(食暮)

地域の食と農の相談窓口については、消費者の食と農に対する一層の理解を得るため、県内9か所の農業改良普及センターごとに相談窓口を設置し、消費者をはじめ農業者に対しても随時、食と農に関する疑問・質問を受け付け、具体的な内容に応じて専門的な知識を有する職員が対応し、回答した。(農振)

県産食材に対する理解促進の取組として、学校給食への県産野菜の利用拡大を目指し、県内の食品製造事業者に委託し、県産野菜に一次加工を施した学校給食向け加工食品を給食センター等に供給するとともに、生産及び供給に要するコストを分析した。また、平成28年11月の「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」の実施にあわせて、イメージキャラクターとして「むすび丸」のイラストデータを県内の学校給食担当者に配布し、学校給食での県産野菜の利用拡大に対する意識醸成を図るとともに、県のホームページに、地場産物活用の取組事例や、県産野菜一次加工利用推進事業の成果についての情報を公開した。(農園)

さらに、児童生徒等のより一層の安全安心の確保の観点から、学校給食における 放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、ホームページや学校給食だより等 に測定結果を掲載することによって、学校や保護者と情報の共有に努めた。(スポ 健)



食品工場見学会

#### 【施策29の成果】

消費者モニターが参加する食品工場見学会や生産者との交流会の実施により、消費者と生産者・事業者の相互理解が深まった。

また、ホームページやモニターだより等で情報提供を行った結果、消費者モニターの「県からの情報提供に関する満足度」が43.2%となり前年度より5.4ポイント増加した。(食暮)

食と農の相談窓口が設置された当初(平成15年度)は、無登録農薬や残留農薬の問題が社会的にクローズアップされ、生活者等からの相談件数も多かったが、現在は相談内容も作物の栽培方法や販売先の問い合わせなどに変わり、相談件数も減少傾向にある。

さらに、震災直後は、放射性物質に関する相談(前年度実績1件)が増加したが、理解も進み相談は減少傾向にある。(農振)

#### 【施策29の成果】

県産野菜に一次加工を施した学校給食向け加工食品11品目を大崎市内の学校及び給食センター等計27校に対して、計1、813kg供給した。

コストを分析した結果、生産者、食品製造事業者、学校給食関係者が連携することにより、品目によっては、県産野菜に一次加工を施した学校給食向けの加工食品を商業ベースで供給できることが明らかとなった。また、契約栽培による県産野菜の調達、製造段階での原料歩留まりの向上、配送ルートの最適化などの手法でコスト削減し、対応品目を増やせる可能性があることもわかった。これを受け平成29年2月に成果報告会を開催し成果を周知したことで、県産食材への理解促進が進んだ。(農園)

学校給食用食材のサンプル測定(簡易測定による事前測定)を833点測定したところ,すべて精密検査の目安(50bq/kg)以下であった。学校給食用食材のサンプル測定結果は、課のホームページに速やかに公表することで、学校給食用食材の安全性について、県民に知らせることができた。(スポ健)

#### (ロ) 関係団体等との連携・協働の推進(施策30)

食育・地産地消の実践的な取組に対する支援や民間企業等と連携した地産地消の PRを行ったほか、食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、高校生を対象とした地 産地消お弁当コンテストを開催した。(食産)

平成26年に制定した「みやぎ水産の日」のPRを各地で行い、県民に対し、県産水産物への理解促進を図るとともに、水産物の消費拡大を図るための活動を行った。

また、漁業協同組合によるキッチンカー整備に対して支援を行ったほか、水産物の消費拡大と魚食普及の取組を強化し、県民に対して一層の普及啓発を図るため、平成29年2月に仙台白百合女子大学と「みやぎの水産物普及活動に関する協定」を締結した。(水振)

お弁当コンテスト



キッチンカー



#### 【施策30の成果】

食材王国みやぎ「伝え人」制度では、639件の取組実績となった。また、高校生地産地消お弁当コンテストでは39件の応募があり、入賞3作品については、コンビニエンスストア、スーパーマーケットで商品化・販売された。各事業を通じ地産地消の取組を推進し、県産食材への一層の理解が図られた。(食産)

毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と定め、チラシの配布、テレビ等メディアを通じた普及活動に取り組むとともに、県内の産地卸売市場や量販店と連携し、水産物の消費拡大に向けた取組を行い、県産水産物の理解促進が図られた。(水振)

#### (ハ) 食育の推進(施策31)

「第3期宮城県食育推進プラン」に基づき、食育の推進を着実に進めるため、市町村や関係団体、みやぎ食育コーディネーター(以下、コーディネーター)等多様な関係者が互いに連携、協力した取組を推進した。(健推)

コーディネーター研修会



#### 【施策31の成果】

みやぎ食育コーディネーター研修会において「機能性食品の上手な取り入れ方」をテーマに研修を行い、コーディネーターの食に関する理解を深めた。また、コーディネーターが自ら行う活動において、食の安全安心に配慮したテーマを取り上げた活動は10回であった。「食育通信」においても、消費者モニター、リスクアナリシス講座について記事を掲載し、広く情報提供を行った。

#### 主な数値目標 2-(1)-ロ(施策29から施策31)

→	the National Land	/	H H H
項    目	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	平成28年度	平成32年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と感	37.2	43.2	7 0 . 0
じる消費者モニターの割合 (%)			
学校給食の地場野菜等の利用品目の割合(%)	28.0	28.5	4 0 . 0
宮城米を利用した米飯給食率(%)	1 0 0	1 0 0	1 0 0
「地域の食と農の相談窓口」相談件数 (件)	6 4	5 7	1 5 0
みやぎ食育コーディネーターによる食の安全	4 5 8	7 6 0	1, 000
安心に配慮した食育推進活動の参加人数(人)			

#### 主な関連事業一覧 2-(1)-ロ(施策29から施策31)

<u> </u>	( - / - ( // -	SA 2 0 A D MER O I )
関 係 事 業 名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
みやぎ食の安全安心県	1, 085	消費者モニターに対するアンケート調査や,
民総参加運動事業	[1, 085]	
(再掲)		の支援等を実施した。また、事業の認知度向
【(食と暮らしの安全推 推課)		上のため、催事等で広報活動を実施した。
学校給食における県産	1, 486	宮城米を使用した米飯給食の推進や地場産野
食材利用推進事業	[1, 486]	菜の利用促進など、学校給食における県産食
(農産園芸環境課)		材利用拡大の普及啓発に取り組んだ。
学校給食安全・安心対		学校等が給食に使用する食材の放射性物質の
策事業	[0]	有無について,事前測定を実施した。
(スポーツ健康課)	4 5 0 0	
食育・地産地消推進事業		地産地消を推進するため,民間企業と連携し  たフェアを開催したほか,食育・地産地消意
<del>**</del>   (食産業振興課)	[4, 566]	識を醸成するため、食材王国みやぎ「伝え人」
(及座来派英味)		の派遣や高校生地産地消お弁当コンテストを
		実施した。
水産都市活力強化対策	63,581	「みやぎ水産の日」によるPR活動及び大学
支援事業	[63, 581]	等と連携した魚食普及への取組等を実施した。
(水産業振興課)		
みやぎの食育推進戦略		みやぎ食育コーディネーターによる食の安全
事業	[2, 2801]	安心に配慮した研修会の実施、食育通信によ
Ⅰ(健康推進課)		る情報発信等を行った。

#### Ⅱ 実施状況 施策32~34

#### ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

#### (イ) リスクコミュニケーションの充実(施策32)

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の 県内への影響を把握するため、これまでに構築した 全県的な測定体制と生産・流通・消費の各段階にお ける測定体制を活用し、きめ細かな測定を実施し、 その測定結果については、県の放射線・放射能に関 するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」に おいて速やかに情報提供を行った。

また、県民を対象とした「放射線・放射能に関するセミナー」を開催した。専門家による講演に加え、

放射能情報サイトみやぎ



ポータブル型の放射能測定器等を使用した測定実演を実施し,正しい知識の普及・ 啓発に努めた。(原対)

並びに、「食の安全安心セミナー」を消費者庁と共催し、福島県立医科大学から 講師を招き、震災後の放射線健康影響をテーマに医学的な観点からの講演及び意見 交換を行った。(食暮)

さらに、県産品の風評被害払しょくのため、県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信及び各種媒体を活用した県産品の広報・PRを実施した。(食産)

特に、県産水産物及び水産加工品に関しては、平成26年に制定した「みやぎ水産の日」のPRを通じて、県産水産物への理解促進を図るとともに、水産物の消費拡大を図るための活動を行った。(水振)

食の安全安心セミナー



放射線・放射能に関するセミナー



#### 【施策32の成果】

「放射能情報サイトみやぎ」は、開設当初に比べアクセス数が大幅に減少したものの、年間70,691件のアクセスがあった。また、「放射線・放射能に関するセミナー」は、県内3会場で計83人の参加者があり、実施後のアンケート結果では、「参考になった」との回答が9割を占め、県民の不安払拭の一助になった。(原対)

「食の安全安心セミナー」は、医学専門家による講演を通じ、食品中の放射性物質に関する正しい知識の普及と放射線による健康への影響について情報提供を行うことで、県民が抱える放射能に対する不安の解消に努めた。なお、実施後のアンケート結果からも、「理解できた」「ほぼ理解できた」との回答が8割以上占め、放射能に対する理解促進につながった。(食暮)

各種媒体での広報 P R より、県産品の魅力と安全性を発信し、風評の払しょく及び県産食材の消費拡大が図られた。(食産)また、平成 2 6 年に制定した「みやぎ水産の日」の P R を行い、県産水産物への理解促進、消費拡大を図った。(水振)

#### (ロ) 水道水の検査結果の公表(施策33)

市町村などが実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」等において公表した。(食暮)

#### 【施策33の成果】

市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果をホームページ等で公表するこ とにより、水道水の安全安心の確保につなげた。

県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数

36点

うち基準値超過数

0 点

市町村が実施する水道水の放射性物質測定数 1,143点

うち基準値超過数

0点

※水道水の基準値

食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」

放射性セシウム (セシウム134, 137) 飲料水10bq/kg

#### (ハ) 住民持ち込み測定(施策34)

県民が自ら育てた自家消費用の農産物等への不安 を払しょくするため, 市町村が実施する放射性物質 の測定結果を取りまとめ、県の放射線・放射能に関 するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」で 公表した。(原対)



#### 【施策34の成果】

2,102点の測定を実施し、基準値を超過するものが125点確認された。測定の 結果及び基準値超過品目については、市町村が測定依頼者に対して飲食に供しないよう 指導したほか、市町村の測定結果は県のモニタリング計画の参考とした。

放射性物質住民持ち込み測定件数

2,102点

うち基準値超過数

125点

※住民持ち込み食材等の一般食品の基準値

食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」を参考として運用。

放射性セシウム (セシウム134,137) 一般食品 100bq/kg

#### 主な関連事業一覧 2-(1)-ハ(施策32から施策34)

<del></del>	( = / ( // = /	れ 0 1 % り 2 mm パ 0 ェ 7
関 係 事 業 名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
「放射能情報サイトみ	2, 949	放射線・放射能に関するポータルサイト「放
やぎ」の運営	[0]	
(原子力安全対策課)		した。
食の安全安心相互交流		
理解度アップ事業	[62]	談会を開催した。
(食と暮らしの安全推		
進課)		
「放射線・放射能に関	5 2 9	
するセミナー」の実施		セミナー」を計3回開催した。
(原子力安全対策課)	[0]	
市町村等における水道	0	
水の検査結果の公表	[0]	測定結果を公表することにより,水道水の安
(食と暮らしの安全推		全安心の確保につなげた。
進課)		
放射能県民安心事業	2 3	住民持ち込み測定の実施主体となる市町村職
(原子力安全対策課)	[0]	員等を対象とした研修会を開催し,正しい知
		識・技術の習得に努めた。

#### Ⅱ 実施状況 施策35~37

#### (2) 県民参加

#### イ 県民総参加運動の展開

#### (イ)県民が参加する消費者モニター制度の推進(施策35)

ラジオ等各種広報媒体のほか、県民ロビーコンサート、みやぎまるごとフェステ ィバル等の催事において広報活動を実施し、消費者モニターの募集を行うとともに、 制度の普及に努めた。

また、消費者モニター登録時のほか、全消費者モニターを対象としたアンケート 調査を実施し,「食の安全安心」及び「食と放射性物質」に対する意識や意見の把 握に努めた。

さらに、食の安全安心に関する消費者モニターの知識や理解の向上のため、11 月に食品工場見学会と生産者との交流会を実施したほか、12月には「輸入食品の 安全性確保について」をテーマに研修会を開催した。(食暮)

県民口ビーコンサート



生産者との交流会



#### 【施策35の成果】

催事等での消費者モニター制度の普及を行った結果、消費者モニターは、平成28年 度中に97人の新規登録があった一方、登録取消が38人あり、972人となった。ま た、登録者数が比較的少ない30歳代以下の若年層の新規登録者は15人あり、幅広い 年齢層の登録推進が図られた。

みやぎ食の安全安心消費者モニター 972人(前年比59人増)

#### (ロ) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援(施策36)

生産者及び事業者が自らの食の安全安心に関する取組を自主基準として定め、公 開する「みやぎ食の安全安心取組宣言」の広報,募集を実施したほか,取組宣言者 や自主基準をホームページで検索、閲覧できるサイトの管理・運営を行った。

また、当事業やロゴマークに対する消費者の認知度向上のため、みやぎまるごと フェスティバル等の集客行事で広報活動を実施し、県民総参加運動の機運醸成に努 めた。(食暮)

みやぎまるごとフェスティバル



ロゴマーク



©宮城県・旭プロダクション



#### 【施策36の成果】

事業の広報や自主基準の作成支援を行った結果,取組宣言者(事業者)は,平成28年度中に102者の新規登録があった一方,登録取消が78者あり,登録者数は, 2,972者となった。

みやぎ食の安全安心取組宣言者(事業者) 2,972者(前年比24者増)

## (ハ) 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発 (施策37)

食の安全安心に関する知識習得の機会を提供するため、食の安全安心セミナー、地方懇談会等各種講習会を開催した。また、要請に応じて出前講座を行い、参加者の知識向上を図った。(食暮)



#### 【施策37の成果】

各種講習会を開催し、食の安全安心を普及啓発することで、消費者及び事業者の食の 安全安心に関する知識の向上が図られた。

・食の安全安心セミナー 3回 延べ113人

大河原会場 家庭における食品のリスク要因,食品の表示

大崎会場 誰もが食べている化学物質、食品の表示

仙台会場 震災後の放射線健康リスク, 国産牛のBSE対策の見直し

・食品工場見学会,生産者との交流会 1回 39人

農事組合法人井土生産組合

コカ・コーライーストジャパン株式会社蔵王工場

・消費者モニター研修会 1回 58人

輸入食品の安全性確保について

· 地方懇談会 15回 451人

大河原4回,仙台2回,大崎1回,栗原4回,登米1回,気仙沼3回注:不特定多数の者が参加するイベントの参加人数は含まない。

・食品表示に関する出前講座(消費者,生産者・事業者) 6回 344人

事業者向け研修会 4回

生産者向け研修会 2回

#### 主な数値目標 2-(2)-イ(施策35から施策37)

項目	基準値	実 績	目標値			
	平成26年度	平成28年度	平成32年度			
消費者モニターの活動(延べ参加)率	8 1	7 8	8 5			
(%)						
食の安全安心取組宣言者数(者)	2, 992	2, 972	3, 200			
各種講習会の参加者数(人)	6 6 3	1,005	1,000			

## Ⅱ 実施状況 施策35~37

## 主な関連事業一覧 2-(2)-イ(施策35から施策37)

	士业井 (子田)	
関係事業名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
みやぎ食の安全安心県 民総参加運動事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)		消費者モニターに対するアンケート調査や, 研修会,取組宣言での自主基準の作成・公開 の支援等を実施した。また,事業の認知度向 上のため,催事等で広報活動を実施した。
食の安全安心相互交流 理解度アップ事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)		食の安全安心セミナー及び地方単位の地方懇談会を開催した。
食品表示適正化事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)		食品表示110番などに寄せられた被疑情報に基づく事業者に対する調査指導等を行った。また、食品表示ウォッチャーの委嘱と小売店のモニタリング調査を実施した。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、食品表示制度の普及啓発を行った。

### ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

### (イ) 県民の意見の把握 (施策38)

消費者モニターに対するアンケート,みやぎ食の安全安心推進会議,地方懇談会, 食の安全安心セミナー,消費者モニター研修会,監視指導計画でのパブリックコメ ント等により,広く県民の意見を把握した。

また、登録者数が比較的少ない30歳代以下の若年層の意見を得られるよう、催事等において、若年層を中心に消費者モニターの募集活動を行った。(食暮)

#### 【施策38の成果】

消費者モニターアンケート等様々な機会を活用して県民の意見を把握することで、食の安全安心の確保に関する施策に反映することができた。また、広報等募集活動の実施により、平成28年度は消費者モニター新規登録者97人のうち、登録者数が比較的少ない30歳代以下の若年層の登録者は15人あった。

消費者モニターアンケート

1回 464人(回収率50.9%)

みやぎ食の安全安心推進会議

3 回

食の安全安心セミナー(大河原、大崎、仙台) 3回

15回 451人

113人

地方懇談会

注:不特定多数の者が参加するイベントの参加人数を含まない。

消費者モニター研修会

1回 58人

監視指導計画パブリックコメント

意見 52件

## (ロ) 食の安全安心に関する相談窓口(食品表示に関する相談窓口を含む。)の充実 (施策39)

食品衛生及び食品表示に関すること等、食の安全安心全般に関する総合窓口として、食と暮らしの安全推進課に「食品表示110番」を、県内各保健所(支所)に「食の110番」を設置し、県民からの食の安全安心に関する相談や通報に応じた。

県民から寄せられた危害情報や被疑情報については、事実確認調査を行い、関係 法令に基づき速やかに対応した。また、事業者からの食品表示に関する相談につい ても、関係機関が連携して、適切な助言を行った。(食暮)

## 【施策39の成果】

県民からの相談や質問等に適切に対応することで、食の安全安心への不安の払拭に寄与したほか、事業者からの食品表示に関する相談に適切な助言を行うことで、食品表示の適正化が図られた。

また, 危害情報や被疑情報については, 関係機関と連携することで, 関係法令に基づいた適切な調査, 指導等を行うことができた。

食の110番への相談及び通報等

440件(前年度702件)

食品表示110番への相談及び通報等

3 3 5 件 (前年度 4 1 0 件)

### 主な数値目標 2-(2)-口(施策38から施策39)

項目	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	平成28年度	平成32年度
地方懇談会の開催回数 (回)	8	1 5	1 4

# Ⅱ 実施状況38~39

## 主な関連事業一覧 2-(2)-ロ(施策38から施策39)

土な民産事業 見 4		
関 係 事 業 名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
みやぎ食の安全安心県 民総参加運動事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)	[1, 085]	消費者モニターに対するアンケート調査や, 研修会,取組宣言での自主基準の作成・公開 の支援等を実施した。また,事業の認知度向 上のため,催事等で広報活動を実施した。
食の安全安心相互交流 理解度アップ事業 (再掲) (食と暮らしの安全推進課)	[62]	食の安全安心セミナー及び地方単位の地方懇談会を開催した。
食の110番 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)		県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問及び食品衛生法に関する相談を受け付け、相談者へ正しい情報の提供、法令違反・疑義情報に対する指導等を行った。
食品表示適正化事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)	[695]	食品表示110番等に寄せられた被疑情報に基づく事業者に対する調査指導等を行った。また、食品表示ウォッチャーの委嘱と小売店のモニタリング調査を実施した。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、食品表示制度の普及啓発を行った。

- 3 食の安全安心を支える体制の整備
- (1) 体制整備及び関係機関等との連携強化
  - イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策40)

食に対する安全安心の施策を総合的に推進するため、宮城県食の安全安心対策本部を設置しているが、平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)」に基づく施策の実施状況について、同対策本部会議を開催し協議した上で、議会への報告と県民への公表を行った。また、国が平成29年4月からBSE(牛海綿状脳症)の検査対象を直す方針であったことから、県も同様に見直すこととし、説明会やパブリックコメントを経た上で、同対策本部会議を開催し、3月に決定した。

さらに、関係各課において、基本計画に基づく施策の推進を図った。(食暮)

### 【施策40の成果】

みやぎ食の安全安心庁内連絡会議等において関係課による庁内横断的な調整,情報共有の下,基本計画に基づき食の安全安心に関する施策を総合的,計画的に推進できた。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等 (個別のマニュアルを含む。) による迅速 な対応 (施策 4 1)

県庁関係課に食の安全安心推進員,地方機関に食の安全安心連絡員を引き続き配置し,部局横断的に情報収集,共有化及び食の危機の未然防止に努めた。

また、食の危機管理対応チーム会議を開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び関係各課で作成している個別対応マニュアルに基づく事案のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故への対策等、食の危害要因に係る情報の共有を図った。

### 【施策41の成果】

食の危機管理対応チーム会議の定例会議を毎月開催し、個別対応マニュアルに基づく事案など、食の危害要因に関する必要な意見交換を行ったことにより、情報の共有化が図られた。(食暮)

#### ハ 食の安全に関する調査・研究の充実(施策42)

生産者の取組を支援し、安全な農林水産物を生産する環境づくりに貢献するとと もに、食の安全安心に資する試験研究に取り組んだ。

国からの受託研究「貝毒リスク管理措置の見直しに向けた研究」に参画し、震災後に変化した麻痺性貝毒発生機構の解明に資するデータが得られた。(水整)

また、ヒスタミンによる食中毒の原因究明等に取り組んだ。(食暮)

#### 【施策42の成果】

水産関係の試験研究では、気仙沼湾の貝毒プランクトン発生原因である麻痺性貝毒シストの鉛直分布状況を把握した。また、ホタテガイの麻痺性及びマボヤ下痢性貝毒部位別毒量を解明した。(水整)

衛生関係の試験研究では、平成27年度に保健環境センターにおいて、ヒスタミンによる食中毒の原因究明を迅速に分析するため、液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計を用いたヒスタミンの迅速かつ簡便な方法を開発したことから、本手法を用いて、県内で製造・流通している魚介類加工品のヒスタミン調査を実施し、すべて定量下限値未満であることを確認した。(食暮)

## Ⅱ 実施状況 施策40~44

#### ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策43)

東京電力福島第一原子力発電所事故による 農産物に対する放射性物質の影響を把握し, 安全安心な農産物を供給するため,県内農地土 壌を対象に定点調査を実施した。(農園)

また、牧草等粗飼料を介し畜産物へ放射性物質汚染が広がることを未然に防ぐため、牧草の 放射性物質検査を実施した。(畜産)

さらに、特用林産物に対する放射性物質の影響を把握し、安全安心な林産物を供給するための試験研究に取り組んだ。(林振)

ムラサキシメジの栽培状況



### 【施策43の成果】

農地土壌の定点調査の実施により、放射性セシウムが経年により減少傾向にあることを確認した。(農園)

牧草については、酪農及び肉用牛農家が管理する草地除染後の牧草1,113点(モニタリング検査85点を含む。)を検査した。モニタリング検査では、すべて基準値(酪農50 Bq/kg、肉牛100 Bq/kg)以下であった。個別検査では、1,028点中、基準値を超えたものが11点確認された。これらについては再除染等を指導した。(畜産)

林産物については、県で栽培技術を開発・普及してきたムラサキシメジの露地栽培について、栽培に用いる資材がきのこの放射性物質濃度に与える影響を調査するとともに、原発事故後の生産再開にあたって「安全安心な栽培マニュアル」を作成した。これらの取組の結果、7生産者(約500菌床)が露地栽培に取り組み始めた。(林振)

#### ホ 国、都道府県、市町村、関係団体との連携(施策44)

食の安全安心を確保するため、食品流通の広域化等も踏まえ、国、都道府県、市 町村、関係団体と連携、協働して施策を推進できるよう努めた。

食品衛生関係では他自治体等と連携を図り情報共有を行い、食中毒事件や違反食品の発生時に的確に対応した。特に保健所を設置する仙台市とは十分な情報交換を行った。(食暮)

食品表示関係では、毎月開催する東北農政局及び仙台市との食品表示110番に係る情報交換会において、情報共有を図ったほか、宮城県食品表示監視協議会(事務局:東北農政局)の構成員として、関係機関との情報共有及び意見交換等を行った。また、被疑情報に関して、消費者庁、東北農政局及び市町村等の関係機関と連携を図り、適切に対処した。(食暮)

市町村等関係機関・団体と連携して県産農産物の放射性物質濃度を把握し、安全確認を行った。(農園)

### 【施策44の成果】

食品衛生関係では、関係自治体との迅速かつ的確な連携を図ることで、健康被害の拡大を防止することができた。また、国との情報交換を実施し、的確な対応を行うことができた。食品表示関係では、食品表示110番に係る情報交換会や、宮城県食品表示監視協議会等における情報交換・意見交換を通じ、関係機関との連携及び情報の共有化が図られた。また、被疑情報への対応については、国、市町村等の関係機関と協力して調査を行う等の連携を図ることで、迅速かつ的確に対処した。(食暮)

農産物の検査結果は、基準値を超過したものはなく農産物の安全が確認された。 (農園)

食品表示110番情報交換会

宮城県食品表示監視協議会

1 2 回 2 回

## 主な関連事業一覧 3-1 (施策40から施策44)

土な関連争業―見 3・	- 1 (		<b>4</b> /				
関係 事業名	事業費 (千円)		事	業	概	要	
	[うち国庫除く]						
みやぎ食の安全安心推 進会議開催事業 (食と暮らしの安全推 進課)	551 [551]	設置・開	催し,	食の安	全安心	確保に	進会議を 関する行っ
有用貝類毒化監視・販売対策事業 (再掲) (水産業基盤整備課)	14,315 [8,032]	貝制ホ殖毒のタ物発生	こをママを図が確保 会構の解	た・を明と	た, ガイ等 た。	毒検査 ) を実 災後の	毒監カし ル ル ル ル ル ル ル ル 体 ・ 養 貝 集 の は 構 れ の に 機 れ の に の に ろ り た の と り に り に り に り に り に り に り の と り に り の と り の り の り の り の り の り の り の り の り
農産物放射能対策事業 (再掲) (農産園芸環境課)	12, 143 [12, 143]	産物等を し安全性 検討に資	の対象を 対象を なる でする でする	確認を した と とと	射性物か、今して活	質の濃 後の営 用した。	度を把握農対策の
放射性物質影響調查事業 (再揭) (畜産課)	8, 804 [8, 804]	全安心な	畜産物の	の生産	供給に	取り組み	しだ。
みやぎのきのこ振興対 策事業(うち「みやぎ のきのこ」の生産振興) (林業振興課)	5 9 0 [5 9 0]	生産資材質濃度に					文射性物
食中毒防止総合対策事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)	8, 326 [8, 326]	発用のチ	ラシを (館,集	作成•	配布す	るとと	ため,啓 もに観光 導や講習
食品検査対策事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)	23,091 [23,091]		達, 食	品に残			, 食品等 添加物等
食品表示適正化事業 (再掲) (食と暮らしの安全推 進課)	695 [695]	基づく事 食のモニタ	「業者表ンす に示グる	対ウ調相談に	調チ実対応しし	導等を の委嘱 た。	疑行とら, 情っ小に食 に。店食表

## Ⅱ 実施状況 施策45

## (2) みやぎ食の安全安心推進会議 (施策 4 5)

条例により設置し、学識経験者、消費者代表及び生産者・事業者代表で構成する「みやぎ食の安全安心推進会議」を3回開催し、平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)」に基づく施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報及び意見の交換を行った。

また,第7期委員の任期が平成28年8月で満了したことから,委員改選を行い第 8期委員を委嘱した。(食暮)

### 会議の開催状況

会議の開催	<b>从 亿</b>	
期日	検討内容等	委 員 数
第1回	【議題】	16人
平成28年	食の安全安心に関する施策の実施状況について	
5月31日	(イ) 平成27年度食の安全安心の確保に関する基本的	<構成内訳>
	な計画(第2期)に基づく施策の実施状況(案)	消費者代表
	について	5 人
	(ロ) 平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本	うち公募委員
	的な計画(第2期)」に基づく施策の実施状況(案)	2 人
	に係る評価について	生産者・事業者代
	【報告】	表
	イ 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3	7 人
	期)」について	学識経験者
	ロ 食品に係る放射性物質検査結果について	4 人
	ハ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について	
	【その他】	
	大崎市(旧田尻町)におけるカドミウム基準値超過米	
	の発生について	
第2回	【議題】	同上
	「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)」	
7月26日	に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について	
	【報告】	
	イ 食品に係る放射性物質測定結果について	
	ロ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について	
	【その他】	
	・公募委員の選定経過について	
第3回	【議題】	同上
	イ 平成29年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)に	
2月1日	ついて	
	ロ BSE(牛海綿状脳症)検査について	
	【報告】	
	イ 食品に係る放射性物質測定結果について	
	ロ 食品中の放射性物質検査について	
	ハ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について	
	【その他】	
	イ ノロウイルスによる生力キ出荷自粛について	
	ロ みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度認証	
	票(シール)の変更について	

#### みやぎ食の安全安心推進会議



### 【施策45の成果】

食の安全安心確保に関する本県の施策に、みやぎ食の安全安心推進会議の幅広い意見や提言を反映することができた。

議会への報告,県民への公表を行う前年度の施策の実施状況に対し,推進会議としての評価を行った。

## 主な関連事業一覧 3-2 (施策45)

	111-11	
関 係 事 業 名	事業費 (千円)	事 業 概 要
	[うち国庫除く]	
みやぎ食の安全安心推	5 5 1	条例に基づきみやぎ食の安全安心推進会議を
進会議開催事業	[551]	設置・開催し、食の安全安心の確保に関する
(再掲)		県の施策に対して審議,評価や意見交換を行
(食と暮らしの安全推		った。
進課)		

凡例

農振 農林水産部農業振興課

食産 農林水産部食産業振興課

農園 農林水産部農産園芸環境課

畜產 農林水產部畜產課

林振 農林水産部林業振興課 水振 農林水産部水産業振興課

水整 農林水産部水産業基盤整備課

食暮 環境生活部食と暮らしの安全推進課

原対 環境生活部原子力安全対策課

自保 環境生活部自然保護課 子育て 保健福祉部子育て支援課

健推 保健福祉部 健康推進課 スポ健 教育庁スポーツ健康課

## Ⅲ 実績数値総括表

# Ⅲ 実績数値総括表 数値目標及び実績数値(成果)

## 1 生産者の取組への支援 1-(1)-イ(施策1~4)

## (1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実 績 平成28年度	目標値 平成32年度
環境保全型農業取組面積 (ha)	26,700	24, 992	30,000
GAP導入団体数 (団体)	4 3	(H27) 4 5	8 0
耳標の装着率 (%)	100	100	1 0 0

<sup>※</sup>環境保全型農業取組面積は、有機JAS+JA環境保全米取組面積+県認証米の認証登録面積

### (2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
みやぎの環境にやさしい農産物認証・	2, 748	2, 713	農産園芸環境課
表示制度認証登録面積 (ha)			
JGAP指導員養成人数 (人)	3	1 9	
農薬危害防止運動(ポスター配布枚数)	9,000	9,000	
農薬管理指導士数(人)	1, 268	1, 226	
農薬管理指導士養成・更新研修会(回)	7	7	
牛の生産履歴管理頭数(乳用牛頭数)	20,400	19,800	畜産課
牛の生産履歴管理頭数(肉牛頭数)	80,800	81,000	

## 2 安全安心な農水産物生産環境づくり支援 1-(1)-ロ(施策5~7)

## (1)数值目標

目標指標	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	平成28年度	平成32年度
貝毒プランクトン観測定点調査実施率(%)	1 0 0	1 0 0	1 0 0

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
カドミウム含有量の規格基準超過米発	1, 302	4, 634	農産園芸環境課
生数 (廃棄数) (袋/30kg)			
家畜伝染病に基づく牛豚鶏延べ検査件	377, 916	294, 248	畜産課
数 (頭羽数)			
慢性疾病低減のための検査,指導数	牛 12	1 2	
(牛, 豚, 鶏)(戸数)	豚 7	7	
	鶏 5	5	
貝毒プランクトン調査回数(回)	98	9 2	水産業基盤整備
生かきのノロウイルス自主検査検体数(点)	1, 026	1, 092	課

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
麻痺性貝毒検査件数(点)	3 5 3	5 1 0	水産業基盤整備
下痢性貝毒検査件数(点)	1 4 4	268	課

# 3 事業者に対する支援 1-(1)-ハ(施策8~9)

## (1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実 績 平成28年度	目標値 平成32年度
HACCP研修会参加施設数 (施設)	6 6	6 6	2 0 0
地産地消推進店登録店舗数(店)※	H24 2 4 1	4 2 6	H29 4 0 0

<sup>※</sup> 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(H24~H29)

## (2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
みやぎHACCPプレミアム認証件数(件)	0	2	食と暮らしの
みやぎHACCPステップ3認証件数(件)	2	4	安全推進課
みやぎHACCPステップ2認証件数(件)	2	4	
みやぎHACCPステップ1認証件数(件)	2 1	1 9	

## 4 震災等からの復興に向けた支援 1-(1)-ニ (施策10~12)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
共同かき処理場におけるかき共同かき	1	0	水産業基盤整備
処理場施設整備 (件)			課
共同かき処理場におけるかき浄化機器	1	0	
整備件数 (繰越含む) (件)			
共同かき処理場における共同かき処理	1 0 0	100	
場におけるかき浄化処理施設の整備率			
(施設数ベース)(%)			
原木しいたけ(露地栽培)出荷制限解	1 3	9	林業振興課
除数(人)			
原木しいたけ(露地栽培)生産工程管	1 4	1 0	
理等研修会開催回数 (回)			

## Ⅲ 実績数値総括表

## 5 生産段階における安全性の確保 1-(2)-イ(施策13~16)

## (1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実 績 平成28年度	目標値 平成32年度
肥料成分不足·違反点数違反割合(%)	0	3. 1	0
動物用医薬品販売の違反件数(件)	2	0	0

## (2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
農薬使用者に対する立入検査数(件)	1 1 0	1 2 8	農産園芸環境課
農薬販売者に対する立入検査数(件)	295	3 4 9	
飼料製造工場への立入検査件数(畜産	5 8	4 4	畜産課
関係)(件)			
飼料収去検査点数(畜産関係)(点)	3 6	2 9	
飼料製造工場への立入検査件数(水産	1 1	1 0	水産業基盤整備
関係)(件)			課
飼料収去検査点数(水産関係)(点)	1 0	8	
肥料製造工場への立入検査(件)	2 9	3 2	農産園芸環境課
肥料収去検査点数(点)	2 4	3 2	
動物用医薬品販売業立入検査数(件)	1 3 4	1 2 0	畜産課
動物用医薬品販売業販売許可更新数	4 2	1 1 6	
(件)			
高病原性鳥インフルエンザ定点モニタ	12戸	12戸	
リング検査(戸,羽)	1,440羽	1,440羽	
高病原性鳥インフルエンザ定点強化モ	30戸	30戸	
ニタリング検査 (戸,羽)	300羽	300羽	
高病原性鳥インフルエンザ死亡羽数の	1 4 4	1 4 3	
報告戸数 (戸)			

## 6 流通・販売段階における安全性の確保 1-(2)-口(施策17~20)

## (1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実 績 平成28年度	目標値 平成32年度
食品営業施設の監視指導率 (%)	1 0 0	1 1 3 . 0	1 0 0
食品検査率(%)	100	99.8	1 0 0
かき処理場等の監視指導率(%)	100	82.1	1 0 0

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
飲食店及び食品・加工製造施設等の延	4, 027	3, 994	食と暮らしの
べ監視指導数(許可前)(施設)			安全推進課
飲食店及び食品・加工製造施設等の延	17,463	18,790	
べ監視指導数 (通常監視) (施設)			
観光地の大型旅館,集団給食施設等監	9 5 7	1, 041	
視延べ施設数 (重点監視) (施設)			
収去検査数(細菌検査)(検体)	1, 496	1, 437	
(理化学検査)(検体)	2, 191	2,082	
特殊有害物質調査数 (残留農薬)	8 2	8 2	
(検体)			
特殊有害物質調査数 (輸入食品)	1 5 8	1 4 9	
(検体)			
と畜場法に等に基づくと畜場の監視指	毎月1回	毎月1回	
導回数(回)			
食肉輸送車の監視	全車両	全車両	
枝肉等残留抗菌性物質検査数(牛豚等)	1, 267	1,083	
(頭)			
枝肉等細菌検査数 (検体)	3 2 8	5 3 6	
枝肉等腸管出血性大腸菌検査数(検体)	1 2 0	1 2 6	
食鳥処理施設 (大規模) 監視数 (回)	週 1	週 1	
認定小規模食鳥処理場監視数 (回)	1 6	1 4	
食鳥肉残留抗菌性物質検査数(検体)	2, 100	2, 289	
かき処理場延べ監視数 (件)	168	150	
かき袋詰め業者延べ監視数 (件)	182	141	
かき入札場延べ監視数(件)	3	3	
かき養殖海域の海水検査数(ポイント)	1 1 8	1 4 4	
かき成分規格検査数(検体)	9 0	9 4	
ノロウイルス検査数 (検体)	7 5	7 3	
BSE検査(件)	3 3 7	3 2 3	
米トレーサビリティー立入検査数(件)		1 3 3	農産園芸環境課

## Ⅲ 実績数値総括表

## 7 食品表示の適正化の推進 1-(2)-ハ(施策21~23)

## (1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実 績 平成28年度	目標値 平成32年度
食品表示適正店舗数の割合(%)	99.3	98.7	1 0 0
食品表示に関する研修会・説明会等の	8	1 1	2 0
開催回数 (回)			

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
食の110番への食品表示に関する相	7 7	4 2	食と暮らしの
談及び通報等 (件)			安全推進課
食品表示110番への情報提供に基づ	2 6	3 8	
く調査(件)			
食品表示法(品質事項)に基づく	7	9	
指導件数 (件)			
不当景品類及び不当表示防止法に	4	5	
基づく指導件数(件)			
食品表示ウォッチャー委嘱人数(人)	1 0 0	1 0 0	
食品表示ウォッチャーによる調査店舗	延べ1,265	延べ1,344	
数 (店舗)			
食品表示ウォッチャーによる調査店舗	疑義報告 24	疑義報告 48	
数のうち表示不適店舗数 (店舗)	うち不適 7	うち不適 16	
輸入かき偽装防止特別監視員(オイス	1 2	1 2	
ターGメン)による監視·指導			
遺伝子組換え食品検査数(件)	1 0	1 0	
食品中のアレルギー物質検査 (件)	4 0	4 0	
栄養成分表示相談・指導・検査件数	相談 100	相談 139	健康推進課
(件)	指導 8	指導 5	
	検査 0	検査 0	
栄養成分表示に関する研修会(回)	2 6	2 0	
健康増進法に基づく健康の保持増進効	相談 9	相談 7	
果等に関する誇大広告の禁止に関する	指導 3	指導 5	
相談・指導・検査件数(件)	検査 0	検査 0	
健康増進法に基づく健康の保持増進効	2 6	4	
果等に関する誇大広告の禁止に関する			
研修会(回)			

## 8 食品の放射性物質検査の継続 1-(2)-ニ(施策24~26)

## (1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実 績 平成28年度	目標値 平成32年度
農産物の放射能物質検査計画に対する	1 0 0	1 0 0	1 0 0
実施率(%)			
畜産物の放射能物質検査計画に対する	1 0 0	100	1 0 0
実施率 (%)			
林産物の放射能物質検査計画に対する	1 0 0	1 2 3	1 0 0
実施率 (%)			
水産物の放射能物質検査計画に対する	1 0 0	152	1 0 0
実施率(%)			
流通食品の放射能物質検査計画に対す	1 0 0	100	1 0 0
る実施率 (%)			
学校給食の放射能物質検査計画に対す	1 0 0	100	1 0 0
る実施率(%)			

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
農産物の放射性物質検査数 (精密)	2, 090	1, 913	農産園芸環境課
うち基準値超過数(点)	基準値超過 0	基準値超過 0	食産業振興課
農産物の放射性物質検査数(簡易)	7 3 9	6 7 4	
うち精密検査実施目安の超過数(点)	精密検査実施	精密検査実施	
	目安の超過 0	目安の超過 0	
原乳の放射性物質検査数 (精密)	1 2 5	1 2 5	畜産課
うち基準値超過数(点)	基準値超過 0	基準値超過 0	
牛肉の放射性物質検査数 (全頭簡易)	27,049	25,104	
うち基準値超過数(点)	基準値超過 0	基準値超過 0	
豚・めん山羊等の放射性物質検査点数	1 1 5	1 1 7	食と暮らしの
(簡易) うち基準値超過数(点)	基準値超過 0	基準値超過 0	安全推進課
水産物の放射性物質検査数 (精密)	2, 185	1, 966	水産業振興課
うち基準値超過数(点)	基準値超過 1	基準値超過 0	食産業振興課
水産物の放射性物質検査数(簡易)	14,589	16,245	水産業振興課
<b> </b> * 1	精密検査実施	精密検査実施	
うち精密検査実施目安の超過数(点)	目安の超過 0	目安の超過 0	
きのこ・山菜類の放射性物質検査数	1, 255	1, 422	林業振興課
(精密)うち基準値超過数(点)	基準値超過41	基準値超過32	食産業振興課
きのこ・山菜類の放射性物質検査点数	186	295	
(簡易) ※2	精密検査実施	精密検査実施	
うち精密検査実施目安の超過数(点)	目安の超過 7	目安の超過33	

#### Ⅲ 実績数値総括表

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
野生鳥獣肉の放射性物質検査数(精密)	1 3 8	1 5 8	自然保護課
うち基準値超過数 (点)	基準値超過54	基準値超過25	
流通食品の放射性物質検査数(精密)	8 9	9 0	食と暮らしの
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 0	基準値超過 0	安全推進課
流通食品の放射性物質検査数(簡易)	199	198	
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 0	基準値超過 0	
学校給食食材の放射性物質検査数	906	8 3 3	スポーツ健康課
(簡易) うち基準値超過数(点)	基準値超過 0	基準値超過 0	
給食一食分全体の放射性物質検査数	3	4	子育て支援課
(簡易) うち基準値超過数(点)	基準値超過 0	0	

- 注1 精密検査の検査器機は、ゲルマニウム半導体検出器機を使用。
- 注2 簡易検査の検査器機は、NaIシンチレーションスペクトロメータ、CsIシンチレーションスペクトロメータ等を使用。
- 注3 精密検査の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」のこと。

飲料水10bq/kg, 牛乳50bq/kg, 乳幼児食品50bq/kg,

- 一般食品100bq/kg
- 注4 農産物、水産物、きのこ・山菜類の簡易検査の基準値超過点数とは、精密検査実施の目安(スクリーニングレベル)の一般食品の1/2(50bq/kg)以上が検出されたの件点数のうち、精密検査において一般食品の基準値である(100bq/kg)を超過した点数のこと。
- 注 5 野生鳥獣肉及びきのこ・山菜類の放射性物質検査における基準値超過品目は, 既に国からの出荷制限指示を受けている品目も含む。
- 注6 平成28年度において、新たに国から出荷制限指示を受けた品目は、平成28年6月7日付け、たけのこ(大崎市旧三本木町)と平成28年9月12日付け、野生きのこ(村田町)の2品目である。
- ※1 県内主要魚市場等に簡易測定器を貸与

## 9 情報の収集,分析及び公開 2-(1)-イ(施策27~28)

## (1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実 績 平成28年度	目標値 平成32年度
食関連情報ウェブサイト「食材王国み	3 4 0 , 9 4 0	3 9 2, 2 5 6	400,000
やぎ」ホームページアクセス数 ※	(H 2 5)		(H 2 8)

<sup>※</sup> みやぎICT推進プラン(2014~2016)

## (2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
食の安全安心ホームページアクセス数(件)	9,485	9, 195	食と暮らしの
モニターだより発行回数(回)	3	3	安全推進課
消費者モニターアンケート回答数(人)	4 2 0	464	
宮城県食品衛生監視指導計画パブリッ	4 2	5 2	
クコメント数 (件)			
宮城県食品衛生監視指導結果の公表回	4	4	
数 (回)			

## 10 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進 2-(1)-口(施策29~31)

## (1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実 績 平成28年度	目標値 平成32年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と	37.2	43.2	7 0 . 0
感じる消費者モニターの割合(%)			
学校給食の地場野菜等の利用品目の割	28.0	28.5	40.0
合 (%)			
宮城米を利用した米飯給食率(%)	1 0 0	100	1 0 0
「地域食と農の相談窓口」相談件数	6 4	5 7	1 5 0
(件)			
みやぎ食育コーディネーターによる食	4 5 8	760	1,000
の安全安心に配慮した食育推進活動の			
参加人数 (人)			

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
食の安全安心セミナー開催回数 (回)	3	3	食と暮らしの
			安全推進課
食材王国みやぎ「伝え人」取組実績(回)	8 3 9	639	食産業振興課
高校生地産地消お弁当コンテスト応募	9 5	3 9	
数(件)			

## Ⅲ 実績数値総括表

## 11 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進 2-(1)-ハ(施策32~34)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

### (2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
消費者モニターアンケート(食と放射	4 2 0	4 6 4	食と暮らしの
性物質について)回答者数(人)			安全推進課
県企業局が実施する水道水の放射性物	1 5 3	3 6	食と暮らしの
質測定数 (件)	基準值超過	基準値超過	安全推進課
うち基準値超過数(件)	0	0	
市町村が実施する水道水の放射性物質	1, 545	1, 143	
測定数(件)	基準值超過	基準値超過	
うち基準値超過数(件)	0	0	
住民持ち込み食材(非食品を含む)等	3, 151	2, 102	原子力安全対策
の放射性物質測定数 (件)	基準值超過	基準値超過	課
うち基準値超過数	2 1 9	1 2 5	

- 注2 住民持ち込み食材等の一般食品の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」を参考として運用。 一般食品 100bq/kg

## 12 県民総参加運動の展開 2-(2)-イ(施策35~37)

### (1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実 績 平成28年度	目標値 平成32年度
消費者モニターの活動 (延べ参加) 率 (%)	8 1. 0	78.0	85.0
  食の安全安心取組宣言者数(者)	2, 992	2, 972	3, 200
各種講習会の参加者数(人)	6 6 3	1,005	1,000

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
消費者モニター登録数(人)	9 1 3	972	食と暮らしの
食の安全安心セミナー開催回数 (回)	3	3	安全推進課
(再掲)			
みやぎ出前講座開催回数 (回)	6	6	

## 13 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 2-(2)-ロ (施策38~39)

## (1) 主な数値目標

目標指標	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	平成28年度	平成32年度
地方懇談会の開催回数 (回)	8	1 5	1 4

## (2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
みやぎ食の安全安心推進会議(回)	4	3	食と暮らしの
食の110番への相談及び通報等	7 0 2	4 4 0	安全推進課
(件)			
食品表示110番への相談及び通報等	4 1 0	3 3 5	
(件)			

## 14 体制整備及び関係機関等との連携強化 3-(1)-イ (施策40~45)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

主な成果	平成27年度	平成28年度	担当課
食の危機管理対応チーム会議開催回数	1 2	1 2	食と暮らしの
(回)			安全推進課
食品表示110番情報交換会(回)	1 2	1 2	
宮城県食品表示監視協議会(回)	2	2	
みやぎ食の安全安心推進会議 (回)	4	3	
(再掲)			

## IV 評価

## IV 施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価

施策の達成度:A達成している B概ね達成している C達成していない

1 安全で安心できる食品の供給の確保・・・・・・・・・・ 【 安全 】に関する施策

(1) 生産及び供給体制の確立

施策の達成度 B

### イ 生産者の取組への支援(施策1から施策4)

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の認証票マークのデザインがより分かりやすいデザインに一新されたことは評価できますが、別途説明書きが必要な部分があり、これからの啓発等、消費者への認知度をさらにあげることが必要です。

農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大については、GAP導入団体数の伸び悩みが気になりますが、JGAP指導員が20人に達するなど、着々と体制が整いつつある点は評価したいです。今後は国際標準となるGLOBAL.G.A.P.の普及も進めていただきたいです。しかし、現在の農地集積の進展、大規模経営の拡大によって、環境保全型農業自体は難しくなってきています。農業生産工程管理を安全安心な農業や環境保全型農業の拡大につなげる工夫を講じてほしいです。

農薬の適正使用の推進については、研修会などを通じて理解が深まり、大変充実したと思われます。

牛のトレーサビリティシステムは、生産現場、流通においてもその完成度は高くなっています。また、耳標の装着率100%は、大きく評価できます。

#### 施策の達成度 A

#### ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援(施策5から施策7)

土壌環境適正化への指導が徹底され,カドミウム基準値超過米が市場に流通しないための措置が徹底されたことは大きく評価できます。

家畜伝染病の発生予防の徹底では、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が迅速に 実施され、県庁職員一丸となり、不眠不休での対応に敬意を表します。今回の発生で、 今後の課題も明確となったことから、マニュアルを見直し、より良いものにしていた だきたいです。

貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進については、検査体制が整ってきて いますが、検査に係わる費用も多額であるので、生産者の保護や支援を期待したいで す。

#### 施策の達成度 B

### ハ 事業者に対する支援(施策8から施策9)

HACCP研修会への参加が伸び悩んでいるものの、対米HACCP認証の取得予定事業所が増えている等、HACCPへの理解が深まっていることは評価したいです。HACCPが近い将来、義務化されることから、事業者の意識改革が必要です。また、消費者への啓発として、事業者がHACCPを取得することで、消費者の食の安全につながることが理解できる情報発信を期待します。

外食産業の事業者における自主的な原材料の原産地表示の取組拡大は、制度が浸透し、目標値を上回る実績となり、「食材王国みやぎ地産地消推進店」登録店舗数が大きく伸びたことは評価できます。

#### 施策の達成度 A

#### ニ 震災等からの復興に向けた支援(施策10から施策12)

復興に向けた営農対策、水産関係の施設等の整備、特用林産物の生産再開支援については、順調に進んでいると思われます。水産関係の施設等の整備支援では、施設等及び漁船は100%に近い復旧です。

風評被害に対抗して、原木しいたけの希少性を強調する差別化販売が可能になりますが、そのためには、県外からの原木調達の行政支援や差額補償が必要になっています。

原発事故による食品中の放射性物質における風評被害は、まだ続いており、今後も 放射能の情報提供は必要です。

#### (2) 監視指導及び検査の徹底

## 施策の達成度 A

#### イ 生産段階における安全性の確保(施策13から施策16)

肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施については、さらなるチェックの強化が必要です。特に、2015年に起きた肥料偽装問題や今回の高病原性鳥インフルエンザの発生など、今後も監視指導の徹底が引き続き課題です。

#### 施策の達成度 B

#### ロ 流通・販売段階における安全性の確保(施策17から施策20)

食品営業施設の監視指導の徹底については、目標値を上回る実績で評価でき、食品検査による安全性の確保についても、細菌検査、理化学検査などが十分に実施されていますが、食品の検査は、専門的知識と経験が必要なため、人材育成も課題となっています。

安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE対策を含む)の徹底については、体制の整備が進んでいるものの、かき処理場等の監視指導率が若干低いことなど、もう少し徹底する余地があります。

米穀事業者の監視指導の徹底については,問題の発生がみられたものの,早い対応 が講じられました。

#### 施策の達成度 B

#### ハ 食品表示の適正化の推進(施策21から施策23)

食品表示法,食品の機能性表示,あるいは栄養成分表示の義務化等が運用される中で,さらに継続した監視指導の推進が必要です。

食品表示適正店舗数の割合が減少傾向にありますが、食品表示はアレルギーなど命に関わるものもありますので、さらなる徹底が課題です。また、消費者が表示を見る習慣についても、定着してきていることから、食品表示は重要になってきています。

食品表示に関して,事業者への研修も大事ですが,消費者自身の気づきも必要です。 食品表示に関する研修会のさらなる実施,食品表示ウォッチャーの能力向上の研修制 度等の充実が課題です。

食品表示に関しては、原則、今後すべての加工食品に原料原産地表示の義務化が始まることから、事業者同様に、食品表示ウォッチャーへの説明も重要視してほしいと思います。

#### 施策の達成度 A

#### ニ 食品の放射性物質検査の継続(施策24から施策26)

放射性物質検査の徹底と検査結果の情報公開が適正に実施されています。検査は 徹底し、そのデータもきちんと公表されているところは評価できます。今後も、継 続的に進めていただきたいです。

## IV 評価

- 2 食の安全安心に係る信頼関係の確立・・・・・・・・・・ 【 安心 】に関する施策
- (1) 情報共有及び相互理解の促進

施策の達成度 B

#### イ 情報の収集,分析及び公開(施策27から施策28)

「食材王国みやぎ」のホームページアクセス数が増加しており、食の安全安心に関する知識の普及啓発が進んでおり、評価できます。

県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供のためには、「食の安全安心」に係るホームページの工夫がもっと必要です。県民がほしい情報に早くたどりつけるように、見る側の立場にたった工夫を期待します。また、ホームページの内容では、家庭や地域において、子どもとともに食の安全について学び、理解を深める項目等の充実を期待します。世代に応じた広報媒体(例、SNSなど)による情報発信も期待します。

#### 施策の達成度 B

#### ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進(施策29から施策31)

みやぎ食の安全安心消費者モニターが参加する消費者と生産者・事業者とを繋ぐ食品工場見学会や生産者との交流会が実施されていることは、評価できます。できれば、食品工場見学会や交流会の機会をもっと増やして、相互理解の場を多く設けてほしいものです。

県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる割合をさらにアップさせる施策を継続することが必要です。

学校給食の地場野菜等の利用が、なかなか伸びていないのが現状です。食育との連携がないと地場野菜等の使用の価値が伝わりません。生産現場と教育現場との相互理解を図る中で進めてほしいです。

若者等の魚食離れに加え、放射能の風評被害により、水産物の需要は低迷している 状況です。「みやぎ水産の日」の認知度を高め、若者世代を取り込めるような企画や 生産団体等との連携・協働を推進していただきたいです。

みやぎ食育コーディネーターによる食育の推進活動において、参加人数が大きく拡大したことは評価できます。

#### 施策の達成度 A

#### ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進(施策32から施策34)

放射性物質に関する正しい知識の普及を目指した食の安全安心セミナーで、理解促進が図られたことは評価したいです。リスクコミュニケーションを充実させるためのセミナーの開催や放射性物資の測定結果の適切な情報公開により、放射性物質に対する理解について、一定の効果をあげていると評価できます。

#### (2) 県民参加

施策の達成度 B

### イ 県民総参加運動の展開(施策35から施策37)

県民が参加するみやぎ食の安全安心消費者モニター制度の推進については、基準の 平成26年よりは伸びていますが、消費者モニターの年齢構成比は、まだまだ偏りが 見られ、もっと多くの年代の消費者モニターが必要です。特に、若年層の取り入れに は知恵が必要です。 みやぎ食の安全安心取組宣言のむすび丸のロゴマーク等はとても良いのですが、取 組宣言そのものの周知が不足しています。参画事業者へのステータス感を高める工夫 が課題です。

様々なセミナー,イベントの企画,研修会等への参加者が増えていることは評価でき、今後も継続した企画を期待します。

施策の達成度 B

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映(施策38から施策39) みやぎ食の安全安心消費者モニターだけでなく、一般県民、特に若い世代の方の意 見を聞くアンケートも必要です。例えば、消費者モニターに依頼して、一般県民の意 見を聞く項目を作るという工夫も課題です。

食の安全安心セミナーや懇談会、研修会などでは、参加者の意見の把握までにはつながっていません。消費者モニターのライフステージに応じた学習機会の提供も期待します (例、動画活用や親子参加型体験教室など)。また、若い世代を意識した柔軟なセミナー等の開催も課題です。

- 3 食の安全安心を支える体制の整備・・・・・・・・・・・・・ 【 協働 】に関する施策
- (1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

施策の達成度

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策40)

| 施策の達成度 A

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等 (個別のマニュアルを含む) による迅速な 対応 (施策 4 1)

施策の達成度 A

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実(施策42)

施策の達成度 A

ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策43)

施策の達成度 A

ホ 国,都道府県,市町村,関係団体との連携(施策44)

食の安全安心を支える体制が着実に整備され、食の安全安心に確実な効果が得られていると評価できます。国等では、ヒスタミン食中毒の原因究明などの研究は行われているようですが、これに対する県のヒスタミン食中毒対策についての動きが見えません。

### みやぎ食の安全安心推進条例

平成16年3月23日 宮城県条例第31号

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 食の安全安心基本計画(第6条)
- 第3章 食の安全安心の確保に関する施策(第7条―第14条)
- 第4章 みやぎ食の安全安心推進会議(第15条-第20条)
- 第5章 雑則(第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全安心」という。)の確保に向け、県及び生産者・事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、県、生産者・事業者及び消費者(以下「関係者」という。)による協働した取組を促進する施策の方針を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 食品 全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定 する再生医療等製品を除く。)をいう。
  - 二 生産者・事業者 食品安全基本法 (平成15年法律第48号) 第8条第1項に規定する食品関連事業者をいう。
  - 三 関係法令 食品安全基本法、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、肥料取締法(昭和25年法律第127号)、農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)、と畜場法(昭和28年法律第114号)、水道法(昭和32年法律第177号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)、健康増進法(平成14年法律第103号)、食品表示法(平成25年法律第70号)その他食の安全安心に関連する法令(条例及び規則を含む。)で現に効力を有するものをいう。

(県の責務)

- 第3条 県は、食の安全安心の確保に関しては県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、施策を実施しなければならない。
- 2 県は、国及び市町村との役割分担を踏まえて、食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程(以下単に「一連の過程」という。)において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施しなければならない。 (生産者・事業者の責務)
- 第4条 生産者・事業者は、関係法令を遵守し、安全で安心できる食品が消費者に提供されるよう必要な措置を 適切に講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、県が第3章の規定に基づいて実施する食の安全安心の確保に 関する施策及び措置に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けるとともに、生産者・事業者及び関係行政機関に対し、意見を述べ、又は提案を行うように努めることによって、食の安全安心の確保に関し、積極的役割を果たすものとする。

第2章 食の安全安心基本計画

第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に

関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 食の安全安心の確保に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な 事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなけれ ばならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴くとともに、 議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

(生産及び供給体制の確立)

第7条 県は、生産者・事業者が安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要 な施策を実施するものとする。

(監視、指導及び検査の強化)

第8条 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一連の過程において一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有及び相互理解の促進)

第9条 県は、食の安全安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努め、関係者間の情報の共有及び消費者と生産者・事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

(体制の整備及び連携の強化)

- 第10条 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る 重大な被害の発生の未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要 な施策を実施するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、一連の過程において適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

(県民参加)

- 第11条 県は、食の安全安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じ、施策に反映するよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

- 第12条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品についての情報を入手した場合は、県に対して 適切な対応をするよう申出をすることができるものとする。
- 2 県は、前項の申出があったときは、当該申出に係る事実を確認するため必要な調査を行い、当該申出の内容 に相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な手続をとるものとする。

(自主基準の設定及び公開)

- 第13条 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めなければならない。
- 2 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする

第4章 みやぎ食の安全安心推進会議

(設置等)

第15条 知事の諮問に応じ、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、みやぎ食の安全安心 推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項に関し、情報及び意見の交換を行い、必要があると認めるときは、知事に建議することができる。
  - 一 食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること。
  - 二 食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。
  - 三 食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること。
  - 四 その他食の安全安心の確保の推進に関すること。

(組織等)

- 第16条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
  - 一 学識経験を有する者
  - 二 消費者を代表する者
  - 三 生産者・事業者を代表する者
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第17条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第18条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第19条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。 第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ食の安全安心アクションプラン(政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。)は、第6条第1項の基本計画とする。

(検討)

3 県は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部 を次のように改正する。

別表に次のように加える。

みやぎ食の安全安心推進会議の委員 出席一回につき 11,600円 5 級

附 則(平成26年宮城県条例第63号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成27年宮城県条例第19号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### V 資料編

1 用語集

あ

#### ● アレルギー物質

アレルギーなどの過敏症を起こす物質のことで、近年、アレルギー物質を含む食品が原因の健康被害が多く見られ、こうした被害を未然に防止する観点から、アレルギー物質の表示が平成14年に法制化されました。厚生労働省では、食物アレルギーを起こす頻度が高いものや重篤(病状が著しく重い)なアレルギーを起こすことが明らかになった7品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)を、「特定原材料」として表示を義務付け、また、それらに準ずるものとして、20品目(あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)について表示を奨励しています。

### ● 遺伝子組み換え食品

食品となる植物等に、細菌やウイルスなどの有用な遺伝子を組み込む遺伝子組み換え技術により作られる食品のことです。食品生産の量的・質的向上や害虫や病気に強い農作物の改良、加工特性などの品質向上に資することが期待されています。組み換えDNA技術を応用した食品は、農作物及びその加工食品と組み換えDNA技術を利用して得られた微生物から製造した食品添加物があります。

遺伝子組み換え食品については安全性審査が義務化されており、未審査のものは輸入、販売等が禁止されています。また、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤの8作物、及びその加工食品の33食品群について、遺伝子組み換え食品を使用している場合は「遺伝子組み換え」と、使用の有無が不明の場合は「遺伝子組み換え不分別」と表示することが義務付けられています。

#### ● 牛海綿状脳症(BSE)

Bovine. Spongiform. Encephalopathyの頭文字をとっています。

牛の病気で、脳の神経細胞が空胞化し、スポンジ状になることから名付けられました。起立不能や行動異常等の神経症状を示し、発病後2週間から6か月で死に至ります。治療法はありません。BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として牛に給与したことにより、感染が拡大しました。原因たんぱく(異常プリオン)に感染した脳・脊髄・目、回腸遠位部やせき柱に含まれる背根神経節等を食べることで人間にも感染するといわれています。1986年にイギリスで初めて発生が確認され、日本でも2001年9月に第1号の発生が確認されました。

#### ● エコファーマー

環境と調和した農業生産をより一層推進するため、平成11年に「持続性の高い農業 生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」が制定されました。この法律は、た い肥等を活用した土づくりと化学肥料や化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式 を導入しようとする農業者に対し、支援を行うものです。

この法律に基づいて、知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。

#### ● オイスターGメン(輸入生かき偽装防止特別監視員)

輸入生かき混入(偽装)を防止し、宮城のかきの信頼回復を図るため、県内のかき仲買・袋詰め業者が偽装防止などを目的に設立した「宮城県産生かき適正表示協会」に加盟し県内で生かきを取り扱う仲買・袋詰め業者を主な対象として、抜き打ち調査等を行うものです。

か

### ● 貝毒

二枚貝類(ホタテガイ、カキ、アサリ等)は、海水中のプランクトンを餌にしていますが、海水中には時として有毒なプランクトンが発生します。それを摂取した二枚貝類は、その毒成分を体内に蓄積し、それが原因となって本来無毒である二枚貝類が毒化します。これが貝毒です。

貝毒にはまひ性貝毒と下痢性貝毒の 2 種類があり、各々規制値が定められています。まひ性貝毒は可食部 k g あたり 4 M U (マウスユニッット)、下痢性貝毒では O A 群 (オカダ酸群)について可食部 k g あたり 0.16 m g を超えると出荷が規制されます。

貝毒は海水中の有毒プランクトン濃度が低くなりますと、徐々に二枚貝類の体内から 排出されて消失します。

#### ● GAP (農業生産工程管理)

ギャップと呼ばれています。Good (良い) Agricultual (農業) Practice (やり方)の頭文字をとっています。農林水産省は「農業生産工程管理」,日本GAP協会は「適切な農場管理と実践」と訳しています。

農業生産工場において、生鮮農産物の安全性確保などを主な目的とし、生産から出荷の段階で想定される3つの危害、化学的危害(残留農薬など)、物理的危害(異物混入など)、生物的危害(病原微生物など)を未然に回避するための農業生産管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組のことです。

従来は最終の収穫物をサンプリングしての「ファイナルチェック方式」(結果管理)でしたが、GAPではISOやHACCPのような「プロセスチェック方式」(工程管理)の考え方を農業現場に導入したものです。

## ● 牛トレーサビリティ法 (牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法) (平成15年6月11日法律第72号)

平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症(BSE)への対応策として平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティー法)が制定されました。この法律は、現存する牛や消費者の元に届いた牛肉について、そこに至るまでの経過を追跡・遡及することを可能とするために制定されました。

これにより、国内に現存する全ての牛はそれぞれ固有の個体識別番号を付与され、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

#### ● 景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)(昭和37年5月15日法律第134号)

一般消費者の利益の保護を図るため、不当な顧客の誘引を禁止する法律。表示されている内容が実際のものより著しく優良であると誤認を招くような表示や、取引条件が実際のものより著しく有利であると誤認を招く表示を不当表示として禁止するほか、過大な景品類の提供を禁止することで、一般消費者による利益の保護を目的としています。

#### ● 健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)

わが国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い,国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ,国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに,国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ,もって国民保健の向上を図ることを目的として,平成14年8月に制定され,平成15年5月1日に施行されたものです。

特別用途表示について規定する食品関係の内容としては、健康保持増進の効果などについての虚偽または誇大な広告等の表示の禁止などについて規定しています。

#### ● 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは鳥インフルエンザのうち,発症すると致死率が100%に近く,鶏,七面鳥,うずら等が感染すると,全身症状を起こし,神経症状(首曲がり,元気消失等),呼吸器症状,消化器症状(下痢,食欲減退等)等が現れ,鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病です。

なお、わが国ではH5 亜型、H7 亜型のA型インフルエンザのうち、鶏への病原性確認検査又はウイルス遺伝子分析により病原性が高いと判断されたものを高病原性インフルエンザ、病原性が低いと判断されたものを低病原性鳥インフルエンザとしています。高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、鶏卵や鶏肉を介した感染例は世界的にも報告されていません。鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死減するとされており、一般的な方法と

して、食品の中心温度を70℃に達するように加熱することを推奨しています。

コーデックス委員会はFAO/WHO合同食品規格計画の実施機関として, 1962年に, FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機構)が合同で設立した国際政府間組織で, その設置目的は, 国際食品規格の策定を通じて, 消費者の健康を守るとともに, 食品貿易における公正を確保することです。

● コーデックス委員会(CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION CAC)

コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO(世界貿易機関)の多角的貿易協定のもとで、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられています。事務局はイタリアのローマに置かれており、2014年5月現在の加盟国は185カ国及び1機関で、我が国は1966年に加盟しています。

● 米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律) (平成21年4月24日法律第26号)

お米,米加工品に問題が発生した際に流通ルートを速やかに特定するため,生産から販売・提供までの各段階を通じ,取引等の記録を作成・保存することを定めた法律。

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業 を行うすべての方(生産者を含む)。

#### さ

## ● 残留農薬

「残留農薬」とは、農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質をいいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において農産物に残留する農薬の成分である物質の量の限度が定められています。残留農薬基準を超えるような農薬が残留している農産物は販売禁止等の措置が取られることになります。

■ JAS法 (農林物資の規格化等に関する法律) (昭和25年5月11日法律第175号)

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し普及させることを目的とした法律。

平成27年4月1日の食品表示法施行までは「JAS規格」と「品質表示基準」の2つの制度を定める「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という名称でしたが、食品表示法の施行により、食品の品質表示に関する部分が食品表示法に統合されました。

#### ● 食育

食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるもので

す。

## ● 食材王国みやぎ地産地消推進店

地産地消に積極的に取り組んでいる飲食店及びホテル、旅館等の宿泊施設を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、その情報を広く発信することにより、多くの方々に県産の食材を食していただき、その認知度の向上と消費拡大を図っています。

#### ● 食中毒

食中毒の原因となる細菌、ウイルスが付着した食品や、有毒・有害な物質が含まれた食品を食べることによって、下痢、おう吐、腹痛、発熱などの健康被害が起こることです。

食中毒の約5割は、食べ物の中で増えた食中毒菌や食中毒菌が作った毒素を食べることにより起きる細菌性食中毒です。細菌性食中毒の主なものはカンピロバクター、サルモネラ、腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌O157等があります。

このほか、ノロウイルス等のウイルスを原因とする食中毒や、毒キノコや貝毒、フグ毒などによる自然毒食中毒、洗剤や農薬などの化学物質の混入による化学性食中毒があります。

なお、食べ過ぎ、飲み過ぎによる体調不良、ビタミン欠乏による栄養障害、食品中に 混入したガラス、針などの異物による物理的・機械的障害、熱いものの摂取によるやけ どなどは食中毒に含まれません。

#### ● 食鳥検査

平成2年6月29日「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(食鳥検査法)が公布され、それまで「食鳥処理加工指導要領」により実施していた全羽自主検査が、平成4年4月1日から、食鳥検査に変更されました。年間30万羽を超える処理を行う食鳥処理場では、都道府県知事の検査として、獣医師である食鳥検査員の検査を受けなければならないことになりました。

また,30万羽以下を処理する食鳥処理場では,都道府県知事の認定を受けた事業者が確認規定に従い,基準に適合していることを確認しています。

#### ● 食鳥検査員

食鳥検査員は、都道府県知事が指定する、食鳥処理場で処理される食鳥の検査及び衛生指導等の職務に従事する都道府県の職員(獣医師)。本県では、食肉衛生検査所及び仙南保健所、塩釜保健所岩沼支所に配置しています。

#### ● 食鳥処理場

食鳥検査法に基づき,食用に供する目的で食鳥(鶏,あひる,七面鳥等)をと殺し,羽毛を除去し,食鳥と内臓を摘出する行為を行う施設をいいます。

#### ● 食鳥処理法(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)

(平成2年6月29日法律第70号)

「食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として、平成2年に制定され、食鳥処理業の許可、食鳥検査、食鳥処理業者の遵守事項等について規定されています。

#### ● 食品安全委員会

食品安全基本法に基づき内閣府に設置された委員会で、健康への悪影響について科学的評価(食品健康影響評価)を実施し、それに基づいた勧告を行う他、消費者、食品関

連事業者などの関係者相互における幅広い情報や意見の交換,重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行う機関です。7名の委員から構成され,その下に専門調査会が 設置されています。

#### ● 食品安全基本法 (平成15年5月23日法律第48号)

食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的として平成15年5月に制定されました。

この法律に基づき、食品健康影響評価を専門的に行う「食品安全委員会」が内閣府に 設置されており、食品健康影響評価に基づき、各省庁では安全確保のための規格基準を 定めるなど具体的な施策を策定し、実施します。

また、情報の公開、関係者相互の情報・意見の交換促進についても規定されています。

#### ● 食品衛生監視員

都道府県知事等に任命され、食品に起因する衛生上の危害を防止するために、食品関連営業施設等の監視指導、食品、添加物等の収去検査、HACCPなどの高度衛生管理方式の普及等の職務に従事する、薬剤師・獣医師等の資格を持った都道府県等の職員で、保健所や食肉衛生検査所等に配置されています。

#### ● 食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)

昭和22年に「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的に制定されましたが、BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まりから、食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図ることを目的として、平成15年5月に改正されました。

改正食品衛生法は、国民の健康の保護のための予防観点に立ったより積極的な対応、 事業者による自主管理の促進、農畜水産物の生産段階の規制との連携という3つの視点 に基づき見直されており、新たに食品関係事業者の責務の明確化等が盛り込まれていま す。

また、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年12月18日厚生省告示第370号)の中で、「玄米及び精米中のカドミウムとして、0.4ppmを超えて含有するものであってはならない。」とされています。

#### ● 食品添加物

食品添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいい、保存料、甘味料、着色料等が該当します。厚生労働大臣が定めたもの以外の添加物並びにこれを含む製剤及び食品の製造、輸入、使用、販売等は禁止されており、この指定の対象には、化学的合成品だけでなく天然に存在する添加物も含まれます。

#### ● 食品表示ウォッチャー

食品表示法に基づく食品表示の一層の適正化を図るため、県民(消費者モニター登録者)から食品表示ウォッチャーを募集し、食品販売店における日常の買い物等を通じて食品表示のモニタリングを実施するとともに、その結果を県に報告していただくものです。県は、その情報に基づき調査・指導などを行います。

## ● 食品表示法 (平成25年6月28日法律第70号)

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保をするため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とするため、平成27年4月から施行

された法律です。食品表示法では、これまで任意制度とされていた栄養成分の表示が、原則全ての加工食品で義務化されたほか、機能性表示食品制度が新たに創設されました。

# ● 飼料安全法 (飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)

(昭和28年4月11日法律第35号)

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制,飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律です。有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用(家畜等への供与)の禁止、家畜等に飼料供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定しています。

### た

#### ● 腸管出血性大腸菌O157

大腸菌は、家畜や人の腸管内にも存在し、ほとんどのものは無害ですが、一部のものは、人に急性の下痢や胃腸炎等の消化器症状や合併症を引き起こすことがあり、病原大腸菌あるいは下痢性大腸菌と呼ばれています。そのうち毒素(ベロ毒素)を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群(HUS)を起こす大腸菌を腸管出血性大腸菌といいます。この菌による感染症の典型的臨床症状は出血性大腸炎で、血清型が(O157:H7)の菌を特に腸管出血性大腸菌O157と呼びます。この菌による食中毒事件は、米国のハンバーガーによる大規模な食中毒事件があり、4名の死者を出したことで予防対策がとられるようになりました。このほかにも同様の症状を現すものとしてO26、O111などがあります。

日本では、平成8年に全国で腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件が多発し、 社会問題になりました。

#### ● 動物用医薬品

専ら動物に用いられる医薬品(抗生物質や寄生虫駆除剤など)であり、動物の病気の治療または予防に使用されています。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき使用が規制されており、対象動物、用法及び用量、使用禁止(出荷制限、休薬)期間など使用者が守る基準が定められています。

#### ● 特別栽培農産物

その農産物が生産された地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて、農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下の双方の条件を満たして栽培された農産物をいいます。

県では、この条件を満たした農産物を認証する制度(「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」)を設けており、認証を受けた農産物には県が指定する認証マークを付けて出荷することができます。これにより、消費者に対する信頼性の確保と環境保全型農業の取組の拡大を図っています。

#### ● 特用林産物

食用とされる「しいたけ」,「えのきたけ」,「ぶなしめじ」等のきのこ類,樹実類,山菜類等,非食用のうるし,木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材,桐材,木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

#### ● 特用林産物の生産工程管理(放射性物質汚染対策)

しいたけ等の原木栽培きのこ類の出荷制限(自粛)解除及び解除後の安全・安心なきの こ生産に必要な条件とされるもので、生産者が安全・安心な資機材を用いて、極力、放 射性物質の影響を受けない作業方法による栽培を実行すること。 生産者は、現地に応じた作業方法や必要な資機材を取りまとめ、かつ、作業が漏れなく実行されているかについて、チェックシートや作業日誌などにより確認することによって、放射性物質汚染の恐れのない栽培きのこ生産に取り組みます。

県では、「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」(原木きのこ栽培管理基準)と「原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌」を定め、原木の購入、植菌、ほだ木の伏せ込み、発生、収穫、出荷までの全ての工程で安全・安心な栽培のために必要な取組事項を生産者に示しています。また、生産者が行う生産工程管理の実施状況については、県が確認することとしています。

#### ● 特用林産物の出荷制限・出荷制限解除

放射性物質モニタリング検査によって、食品衛生法に基づく基準値を超過する食品が確認された場合、県が市町村等に該当品目の出荷自粛を要請します。出荷自粛品目の基準値超過に地域的な広がりが確認された場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が知事に対して地域及び品目単位で出荷制限を指示します。

出荷制限指示を受けた食品については、経年的な放射性物質の濃度の低下や適切な生産工程管理の実施など品目毎に定められる条件を満たした上で、放射性セシウムの検査結果が安定して低水準であることが確認された場合、知事からの申し出により、原子力災害対策本部長が制限を解除します。

平成29年3月末現在,本県では,21市町村において露地栽培の原木しいたけが出荷を制限されているほか,施設栽培の原木しいたけ等のきのこ類4品目,たけのこ等の山菜類6品目について,出荷制限又は自粛の措置が講じられています。一方これまでに,原木しいたけ(露地・施設),たけのこ,くさそてつ(こごみ),原木むきたけ,原木なめこで,一部出荷の制限や自粛が解除されています。

## ● と畜場

と 畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜(牛、馬、豚、山羊、羊)をと殺し、または解体するために設置された施設をいいます。

#### ● と畜場法(昭和28年8月1日法律第114号)

「と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として昭和28年に制定され、と畜場の設置の許可、と畜場の衛生管理、と殺または解体の検査等について規定されています。

#### ● トレーサビリティ(システム)

トレーサビリティとは、trace(追跡)とability(可能)を合わせた言葉で、食品の生産、加工、流通等の各段階で、原材料(食品)が、いつ、どこで、どのように生産・流通・加工されたかについて、追跡又は遡って調査できる仕組みをいいます。食品事故が発生した場合の迅速な回収や、原因究明により危害の未然防止・拡大防止への活用が期待されます。

また、最近では、食品を購入した消費者がその生産履歴等をITなどの活用により知ることができるシステムが開発されており、消費者への情報提供の面からも活用が期待されています。その一方で、コストを誰が負担するのか、導入しても実質的な利用があるのかといった課題もあります。

なお,国産牛肉及び米については、トレーサビリティに取り組むことが義務づけられています。

な

#### ●農薬

農薬取締法において、農薬とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下、「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と定義されています。

また、農作物等の害虫を食べるクモなどの天敵も農薬とみなすとされています。

用途別に見ますと、害虫を防除する殺虫剤、農作物等にとって有害な菌細菌や糸状菌を防除する殺菌剤、雑草を防除する除草剤、種なしぶどうなどを作る際に用いられるいわゆる植物成長調整剤などがあります。

現在栽培されている農作物等の中には、農薬を使用しなければ、ほとんど収穫できないもの(例:りんご、もも)もあることから、病気や害虫、また雑草の害を食い止め、品質のよい農作物等を安定的に供給するために農薬が使われています。また、真夏の草取りなど、農作物等の生産者の過重な労働の軽減にも役立っています。

国内で農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づき登録された農薬でなければなりません。農薬取締法では、農薬登録時に定められた使用方法を遵守しなければならないこととされています。(使用基準)

食品衛生法に基づき食品中に残留する農薬の残留基準を設定し,安全確保を図っています。

## ● 農薬管理指導士

農薬取締法に基づき農薬の安全使用や保管管理について適正になされるとともに、使用者等に対し適切に指導できるよう農薬販売業者やJA職員等農薬の専門知識を有する必要がある方々を対象として、県が研修を実施し、試験を経て認定しています。

#### ● 農薬取締法(昭和23年7月1日法律第82号)

農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律です。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組 みになっています。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果を基に、その農薬を 使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数等の使用に関する基準が定められ ています。

#### ● ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルスで、他の食中毒菌と異なり、食品中では増殖しません。このため、人から排出されたウイルスが、河川等を経て海にたどり着き、カキなどの二枚貝の内臓に蓄積されるものと考えられています。

従前は小型球形ウイルス又はSRSV(Small Round Structured Virus)と呼ばれていましたが、遺伝子学的な分類でノロウイルスとそれ以外のものに分けられることがわかったため、SRSVのうちノロウイルスと同定されるものについては、この名称を用いることになりました。

潜伏時間は24~48時間で、主症状は下痢、吐き気、おう吐、腹痛、発熱(38℃以下)など風邪に似た症状を呈し、冬場に多く発生する傾向があります。

ウイルスを取り込んだカキなどの二枚貝を不十分な加熱で食べた場合や,感染者の用便後の手洗い不足等により,ウイルスに汚染された食品を食べた場合などに感染するおそれがあります。なお,感染者の便や吐しゃ物に接触したりすることにより二次感染を起こすこともあります。

予防策としては、中心まで十分に加熱して食べることや手洗いの徹底等があげられま す。 平成9年5月に改正された食品衛生法で、食中毒病因物質に小型球形ウイルス(SRSV)が追加され、さらに平成15年8月の改正で、この病因ウイルス名が小型球形ウイルス(SSV)からノロウイルス(NV)に変更されています。

### は

### ● HACCP (危害分析重要管理点)

ハサップと呼ばれています。Hazard Analysis Critical Control Pointの頭文字をとっています。

米国航空宇宙局(NASA)における宇宙食の製造に当たって、食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発されました。この衛生管理手法は、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある危害についてあらかじめ調査・分析(Hazard Analysis)し、この分析結果に基づいて、より安全性が確保された製品を得るために特に厳重に管理する必要がある段階を重要管理点(Critical Control Point)と定め、これが遵守されているかどうかを常時監視することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保する手法です。日本でも、平成7年に国がこの考え方を導入し、公的に認める衛生管理システムとして、総合衛生管理製造過程(通称マルソウ)の承認制度があります。

#### ● BSEスクリーニング検査

牛がBSEに感染していないかどうかを、牛の脳の一部(延髄)を取り出して、そこにBSEの原因と考えられる異常プリオンがあるかないか調べるための一次検査です。 国内では、初のBSE感染牛が確認されて以降、平成13年10月18日から、と畜場でと殺解体されるすべての牛について全国の食肉衛生検査所等において実施されていました。検査対象月齢は、段階的に引き上げられたものの、牛の全頭検査は継続されました。

その後,国内外のリスクが大きく低下してきたことを踏まえ、食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、平成25年7月1日から、国産牛のBSE検査対象月齢が48か月齢超に引き上げられました。平成29年4月1日からは、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を改正して、健康と畜牛のBSE検査を廃止しましたが、今後も生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状及び全身症状を呈するものに対するBSE検査は継続されます。

#### ま

#### ● 宮城県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき都道府県等が実施する監視指導等について、厚生労働大臣が定める食品衛生監視指導指針を踏まえて、都道府県知事等が毎年計画を定めるものです。

地域の実情を踏まえた食品衛生関係施設に対する重点的、効率的かつ効果的な監視指導のほか、流通する食品の検査、自主衛生管理の指導なども含めて計画を策定します。

### ● 宮城県産生かき適正表示協会

宮城県産食品に係る表示の適正化を推進し、消費者の信頼を得るため、業者自らが自主基準を制定し、これを県が認証する制度である「宮城県産食品に係る適正表示協会制度」(平成14年9月24日設置)に基づき、宮城県産生かきに係る食品表示の適正化のために、県内のかき仲買・袋詰め業者により平成14年10月4日に設置されたものです。

#### ● みやぎ食の安全安心県民総参加運動

みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき,「安全で安心できる食」の実現を目指し,食 の安全安心確保対策が,持続的かつ着実な取組が図られるよう「みやぎ食の安全安心取 組宣言事業」及び「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を中心に,消費者,生産者・事業者及び行政の協働した取組として県民総参加運動を展開するものです。

## ● みやぎ食の安全安心消費者モニター制度 (消費者モニター)

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、多くの消費者の目で食の安全安心を確認することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者の方々に消費者モニターとして登録してもらい、正確な知識の習得、日ごろの情報収集、県への情報提供、各種講習会等への参加等の活動を行ってもらうものです。

#### ● みやぎ食の安全安心取組宣言事業

生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えることにより、自らの食の安全安心への意識の高揚を図り、消費者が食品を選択し購入する際の目安を提供することを目的としているものです。生産者・事業者は、県のガイドラインに従い自主基準を定め、その基準を公開するとともに、県が認めたロゴマークを使用して、食の安全安心の取組を広く県民にPRします。

#### ● みやぎ食の危機管理基本マニュアル

食の危機の未然防止を図るとともに、危機発生時においては、迅速かつ適切な危機対応を行い、県民の食の安全安心の確保と風評被害による経済的損失を最小限に止めることを目的とするものです。マニュアルでは、危機の未然防止に向け、食の危機管理対応チームを設置し、非常時のみならず平常時においても情報の収集、共有化、必要な庁内調整等を行うこととしております。

#### ● みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度

宮城県では、平成16年10月に国のHACCP(ハサップ;危害を分析し、重要管理点を定めて監視することにより、食品の危害発生を防止するシステム)承認制度より対象を広げ、県内(仙台市を除く。)の中小の食品製造、加工、調理を行っている施設でもHACCPの手法を取り入れ、一定レベル以上の衛生水準を保っている施設を評価し、業界全体の衛生レベルの向上を図るために、独自の食品衛生自主管理登録・認証制度を開始しました。

近年、食品衛生管理の手法としてHACCPが国際標準となっていること、食品衛生法施行条例を改正し、管理運営基準にHACCP導入型が選択できることとなったこと等から、平成27年10月、内容を見直し、制度の改正を行いました。

現在は、認証をステップアップ方式とし、ステップ 1 、 2 及び 3 、 さらに自主的衛生管理項目を実施した者はプレミアム認証とし、HACCPの普及啓発に努めています。

#### ● みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

食料に対する安全性や環境問題への関心の高まりに応えるため、宮城県では一定の要件のもとで農薬や化学肥料の使用を低減して栽培された農産物(特別栽培農産物)を4つの区分(農薬化学肥料不使用栽培農産物、農薬不使用化学肥料節減栽培農産物、農薬節減化学肥料不使用栽培農産物、農薬化学肥料節減栽培農産物)で認証しています。

## ら

#### リスク (Risk)

食品中にハザード(危害要因)が存在する結果として生じる健康への悪影響の起こる 可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)をいいます。

#### ● リスク管理 (Risk Management)

リスク評価に基づき、すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、 実施することをいいます。政策・措置の見直しも含みます。

#### ● リスクコミュニケーション (Risk Communication)

リスク評価(後記)やリスク管理を行う中で、生産者から消費者に至るすべての関係者との間で、リスクに関する情報・意見交換を行う過程をいいます。

#### ● リスク評価 (Risk Assessment)

食品に含まれるハザード(危害要因)を摂取することによって,どの位の確率でどの 程度の健康への悪影響が起き得るかを科学的に評価することをいいます。

#### ● リスク分析 (Risk Analysis)

食品を通じてハザード(危害要因)を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合において、その発生を防止又は抑制する全過程をいいます。可能な範囲で、食品事故を未然に防止したり、悪影響の起こる確率や程度を最小限にすることなどを目的としています。